

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和3年 6月22日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時23分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・高木・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者 (監査委員事務局長欠席)		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は、人事異動後初の委員会でありますので、異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

理事者の退室がありますので、少々お待ちください

(理事者退室)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高木委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「過疎新法に基づく過疎計画の策定について」

○(総務)企画政策室内山主幹

過疎新法に基づく過疎計画の策定について御報告いたします。

第1回定例会の当委員会における報告時点では、法制定前の報告でございましたが、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴いまして、改めて御報告させていただきます。

まず、資料の「1 過疎地域の指定」についてですが、本市は、過疎地域の要件となります人口要件と財政力要件ともに該当いたしまして、4月1日に過疎地域として指定されたところでございます。

「2 過疎計画とは」についてですけれども、都道府県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づきまして、都道府県と協議した上で、市町村の議会の議決を経て定める、過疎地域の持続的発展の基本的方向や到達すべき目標と、そのための基本的な施策を示した計画となっております。法で定めます特別措置の適用を受けるためには過疎計画の策定が必須となっております。起債の同意等の関係から、9月の第3回定例会での議決が必要となります。

また、計画期間は10年間の時限立法であることを踏まえまして、前期を令和3年度から令和7年度、後期を令和8年度から令和12年度の5年間ずつ期間を分けて策定することとしております。

「3 法に基づく主な特別措置」に、計画策定のメリットについて書かせていただいておりますが、旧過疎法と同様に、公立学校の新設などの際に、国庫補助率等のかさ上げなどがあるほか、過疎対策事業債の活用、地方税、本市においては固定資産税になりますけれども、固定資産税の課税免除に対する減収補填措置がございます。

「4 過疎計画策定の考え方」について記載しております。旧過疎計画策定の考え方を踏まえまして、国の作成例を参考に、第7次小樽市総合計画や公共施設等総合管理計画と整合を図りながら整理することとしておりまして、現在作業を進めているところでございます。これは、総合計画を推進していくこと自体、過疎地域の持続的発展に寄与することとなるものであること。また、公共施設等総合管理計画との整合性を確保することが新法で求められているということもございまして、この辺を配慮して作成することとしております。

「5 掲載事業の考え方」といたしまして、令和3年度予算に計上済みの事業、または公表済みの計画において、過疎計画の期間内に実施を予定する事業について、ハード事業、ソフト事業の掲載の考え方のとおり整理しております。

また、今後、新たに実施する事業につきましては、各年度の予算議論を経て、計画変更の手続により対応していくこととしております。

お手元の資料の2ページ目、3ページ目は、計画の概要ということで、記載する項目をまとめているので、御参

考にしていだければと思います。

最後になりますけれども、「6 今後のスケジュール」ということで書かせていただいております。これからの3か月間に予定されている作業や議会等について記載しているところがございます。パブリックコメント、北海道との協議、議会への議案提出、議会議論などを予定しております。パブリックコメントを実施する前に委員の皆様へ計画の内容を説明する機会を設けていただければと考えているところがございます。

○委員長

「小樽市業務継続計画の最終案等について」

○（総務）災害対策室瀬川主幹

私からは小樽市業務継続計画の最終案等について御報告いたします。本計画案につきましては、これまで非常時優先業務の選定や非常時優先業務の配置人員などは各部署に業務の抽出、優先度等を選定いただいた中で、整理を行うとともに、計画全体としては副市長を委員長、各部局長を委員とする庁内検討会議を6回開催し、当該計画の素案に対する意見等を伺いながら取りまとめたものでございます。

それでは、本計画の基本構成について、説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

「第1章 総則」から「第8章 業務継続マネジメントによる継続的な見直し等」までの8章立てとなっております。

まず、「第1章 総則」は1ページから7ページまでで、計画策定の背景と目的、計画策定の「ねらい」と用語等の定義、計画の構成と概括、地域防災計画・強靱化計画との関係、計画の適用範囲など、本計画の基礎的な事項を記載しております。

次に、「第2章 前提とする自然災害等と被害想定」は8ページから18ページまでで、計画の前提となる地震・津波、風水害等の自然災害の発生とともに、新型コロナウイルス等の感染症が拡大する複合的な災害が生じる最大規模の災害を想定することとしました。

なお、想定される被害は、北海道策定の平成28年北海道地震被害想定調査において公表となりました多数の地震、断層モデルの中から、本市に最も被害が生じる北海道留萌沖地震とし、時間帯は、火災発生が起りやすい冬の夕方、9ページに記載しているようなデータを想定地として、地震規模や最大震度、地震による全壊・半壊棟数、火災による焼失棟数、死者及び重症者、避難生活者数などの予測被害数量を用い、また新型コロナウイルス感染症患者数は令和3年度の本市の実績を参考として想定しております。

なお、10ページから18ページまでは自然災害、本庁舎、ライフライン、人的被害などの項目について、発災から3時間までから、1か月以内までの6フェーズごとに状況を表した、被災した内容を一つのケースとして取りまとめております。

次に、「第3章 業務継続目標の考え方と目標の設定」は19ページから34ページまでで、業務継続の基本方針として19ページに記載しております「① 市民等の生命・身体・財産の保護を最優先する。」から「④ 全庁的な取組として、横断的な協力体制の下、業務継続体制の持続に努める。」までの4項目を挙げております。20ページから21ページでは、本市の全庁的な業務継続目標として、災害対応業務と優先通常業務ごとに発災から3時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内と目標時期ごとに分けて記載をしております。22ページから34ページは対策部ごとの業務継続目標を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

次に、「第4章 業務継続における体制等の現状」は35ページから46ページまでで、災害対策本部の体制や災害時の参集想定における条件を設定し、参集想定や業務従事可能職員数の変化をグラフで明記するとともに、業務継続に必要な施設、設備等の現状として（1）災害対応マニュアルから（17）感染症対策等の17項目の分析を行っております。

次に、「第5章 非常時優先業務の選定と実施体制の検証」は47ページから51ページまでで、本市としての当該業務を選定した上で、50ページには当該業務の必要人数と配置予定人数の比較として、市全体で時間ごとに不足する職員を表したグラフ。51ページでは、これらの体制の検証を記載しております。

次に、「第6章 業務継続における課題と対策」は52ページから66ページまでで、前述の第4章、第5章の内容から、「6.1 本市職員の活用、柔軟な運用の確立」から「6.10 その他防災・減災対策の推進」までの10項目の課題を抽出し、それぞれの対策について記載しております。

次に、「第7章 防災教育・訓練の推進」及び「第8章 業務継続マネジメントによる継続的な見直し等」は67ページから71ページで、業務継続目標を達成するために、今後、継続的に実施する防災教育訓練や当該計画運用のためのマネジメント体制やPDCAサイクルに基づく計画の継続的な改善、更新の必要性を記載しております。

なお、資料2につきましては、各章の資料箇所を抜粋し、概要版として整理したものとなっておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、現行の避難所運営マニュアルの改正について、口頭で説明させていただきます。

現在、令和2年9月に公表しました別冊版「当面の感染症対策」の内容に、感染症対策を意識した指定避難所の収容想定人数の変更や避難所レイアウト例のほか、車中泊避難所の対応などを追記する形で改正作業を行っているところですが、前段で報告いたしました業務継続計画を策定する中で、避難所運営に関するさらなる課題も見え、もう少し記載内容に検討を要するものと考えたことから、今回、改正案の報告を見送り、次回以降の委員会で報告したいと考えております。

最後に、お配りしました資料1の36ページに掲載しております災害対策本部組織図の部署、名称等に誤記載がございましたので、後ほど正誤表を配付させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長

「札幌市が設置する公立夜間中学校に関する本市との連携について」

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

札幌市が設置する公立夜間中学校に関する本市との連携について御報告いたします。

資料を御覧ください。

公立夜間中学校の設置に関する動きですが、平成28年12月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立し、地方公共団体は夜間その他特別な時間において、授業を行う学校における就学機会の提供等の措置を講ずることとなったことから、国は全ての都道府県及び指定都市に最低1校の公立中学校が設置されることを目指しているところでございます。

「1 公立夜間中学校の一般例」でございますが、公立夜間中学校は中学校の教員免許状を有する教員により、昼間の中学校と同じく、週5日9教科や道徳などの授業を行い、定められた教育課程を修了いたしますと、中学校の卒業資格が得られるというものになってございます。

「2 札幌市が設置する夜間中学校の形態等」ですが、令和4年4月に札幌市中央区に現在あります札幌市立資生館小学校内に単独の中学校として、札幌市立星友館中学校を設置、開校することとなりました。

札幌市立星友館中学校の入学対象ですが、「3 入学対象：以下の全てを満たす方」に示しておりますとおり、学齢期を過ぎた方で中学校を卒業されていない方、不登校等の理由により十分に学ぶことができなかった方のうち、原則札幌市内に居住する方となっております。この居住に関する部分ですが、道内に初めての公立夜間中学校となることから、小樽市を含みますさっぽろ連携中枢都市圏の連携市町村において、札幌市が設置する公立夜間中学校に関し、連携の意向がある場合、当該中学校の通学可能範囲となり、意向を示した市町村に居住する方も受け入れることとなっております。

小樽市といたしましては、市内に居住する学齢期が過ぎた方で中学校を卒業していない方などに対し、就学機会

の提供、その他の必要な措置を講ずることになることから、このたび札幌市に対し、公立夜間中学校に関する連携の意向を示したところでございます。

今後のスケジュールでございますが、「5 スケジュールイメージ」に示しておりますとおり、学校説明会が8月以降、生徒募集と面接が9月以降に始まりまして、年明けの1月頃には入学者が決定され、来年4月に入学を迎えることとなっております。

今後は市のホームページや広報おたるなどにより、市民の皆さんへ広く周知してまいりたいと考えております。

○委員長

「忍路地区小・中学校の今後の対応についての地域説明会について」

○（教育）主幹

忍路地区小・中学校の今後の対応についての地域説明会について御報告いたします。

忍路地区の小・中学校は、児童・生徒数の減少により、今後の教職員配置の減など、教育環境の低下が懸念されたため、両校の保護者や学校評議員に状況を説明し、いただいた御意見を踏まえ、両校の今後の教育環境を改善するため、令和4年度に小学校と中学校を同じ校舎に設置する小中併置校とし、小中併置のメリットを生かした特色ある学校づくりを行うという教育委員会の考え方について、現在地域の皆様への地域説明会を書面開催にて行っております。

書面開催の説明資料について御説明いたします。

2ページの「1 児童生徒数の減少と教職員配置の見通し」ですが、両校の学校規模と教職員配置については、令和3年5月1日現在の児童生徒数と住民登録に基づく推計値から、忍路中央小学校は令和6年度、7年度が入学児童がなく、令和8年度に2学級となり、教職員の配置基準から教頭と養護教諭が配置されないこと。忍路中学校は令和3年度から1、2年生が複式学級となっており、令和4年度から生徒数が11人を下回るため、養護教諭が配置されないこと。特別支援学級がなく、全体で2学級となる令和5年度は教頭が配置されないことなどが予想されます。

3ページの「2 教育環境を改善するための対応について」ですが、小学校、中学校ともに存続して、教育環境を維持する方法として、両校を一緒の校舎に設置する小中併置校という形態があり、小中併置校とした場合の教職員配置は小中併置校の基準で小学校と中学校の児童・生徒数を合計した人数が11人以上で養護教諭が配置され、現在推計できる令和9年度まで併置校に1名配置されると予想されます。

4ページの「3 小中併置のメリットを生かした特色ある学校づくり」で小学生と中学生が同じ校舎で学ぶため、小学生は中学生に憧れを持ち、中学校生活への期待を持ち、進学への不安が解消できることや、中学生は小学生への思いやりの心が育まれ、小学校のときの教員が身近にいるため安心感があります。また、小学校と中学校の教員は同じ職員室にいますので、子供の成長の姿を共有できるといった小中併置校の強みとなります。地域の新しい学校として、小・中学生が同じ学び舎で少人数の利点を生かし、9年間を通じた特色ある教育活動について、例えばICTを含めた他校との交流を通して、コミュニケーション能力を育てる取組など、様々な教育活動を検討していくこととしています。

なお、「4 学校施設の整備について」ですが、小中併置校にする場合には、特別教室は中学校の授業を行うことができるよう整備するなど、小・中学校の教育活動に必要な整備を行いますが、令和4年度に併置を開始するためには今年度中の整備が必要です。また、令和4年度には耐震改修工事等を行う計画です。

最後に、「5 今後の進め方について」ですが、令和4年度から両校を小中併置校とし、特色ある学校づくりを行うという考え方について、地域や保護者の皆様からいただいた御意見を踏まえて検討を進める考えを記載しています。

なお、地域説明会につきましては、当初5月28日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症に係

る緊急事態宣言を受けて開催を延期したものの、宣言の期間延長もあり、その後の見通しが立たないことから、開催を見合せ、広く地域の皆様の御意見を伺うため、書面開催としたものです。資料は関係町内会や関係学校の保護者等に配付し、今月28日まで御意見を受け付けております。

今後は、地域の皆様からの御意見を踏まえて、教育委員会としての多様の方向性を決定し、改めて報告させていただきたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第4号及び報告第3号について」

○（財政）市民税課長

説明の順番で前後いたしますが、先に報告第3号小樽市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことを受け、4月1日から施行される関係分について、小樽市税条例等の一部を改正し、3月31日に専決処分したものであります。

主な改正点は3点ございまして、1点目は、個人市民税において住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除になるのですが、こちらの控除期間13年の特例適用期限を延長し、令和4年12月末までの入居者を対象としたものです。

2点目は、固定資産税及び都市計画税についてですが、評価替えに際して、土地に係る価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置を継続するとともに、これにより税額が令和2年度から増加する場合は、据え置く措置を講じたほか、わがまち特例の一部について、適用期間の延長及び廃止をしたものになります。

3点目は、軽自動車税の環境性能割についてですが、環境性能割は燃費性能に応じて税率が決まる仕組みとなっておりますけれども、1%分を軽減する特例措置の適用期限を令和3年3月末から9か月延長し、12月末までに取得したものを対象としたものです。このほか引用条項の修正等、所要の改正を行っております。

続きまして、議案第4号小樽市税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

こちらは、専決処分をさせていただきました4月1日施行分以外の税制改正の残りの部分になりまして、こちらの主な改正点は3点ございます。

1点目は、個人市民税の非課税の範囲についてですが、納税義務者の世帯人員数等に応じて算出されます所得金額が一定額以下の方について、個人市民税の均等割及び所得割を非課税とすることとしておりますけれども、算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くものになります。ただし、留学生、障害者、38万円以上の送金を受けている方については、引き続き算定の基礎となる扶養親族に含めることとなります。施行期日は令和6年1月1日になっております。

2点目は、個人市民税の医療費控除の特例になります。こちらは、セルフメディケーション税制の適用期間を5年間延長し、令和9年度までとするものになります。セルフメディケーション税制といいますのは、健康の維持増進や病気の予防のために一定の取組、例えば健康診断や予防接種をしている方を対象に1万2,000円以上の対象医薬品、こちらは医師によって処方される医薬品から市販薬に転換された、いわゆるスイッチO.T.C医薬品、こちらを購入した場合、購入費用を所得控除する制度になります。

3点目は、固定資産税についてですが、わがまち特例の見直しに関して、河川氾濫による浸水被害を防ぐため、特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法の規定に係る雨水貯留浸透施設の課税標準額を価格の3分の1とするものです。

なお、現在のところ、小樽市内において該当する設備はないものであります。このほか、引用条項の整理等、所要の改正を行っております。

○委員長

「議案第12号について」

○（消防）警防課長

それでは、議案第12号動産の取得について[高機能消防指令センター機器]について御報告をいたします。

高機能消防指令センターは平成25年3月に運用を開始し、8年が経過したことから、機器及びサポートが終了しているオペレーティングシステムを更新するものであり、日本電気株式会社北海道支社と1億1,000万円で契約を締結するものであります。これにより、高機能消防指令センターの安定した運営と災害対応力の向上を図るものであります。

○委員長

「議案第13号について」

○酒井委員

提案者を代表いたしまして、議案第13号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

本条例案の目的は非核港湾行政を推進していくことです。小樽港に例年、寄港が打診されている米国艦船はコロナ禍で昨年と今年は入港していません。しかし、これまでの小樽港入港は82隻に上っています。小樽市は1982年核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実行性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定を求めます。

以上を申し上げまして、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○高木委員

松岩委員と交代で建設常任委員会より異動しました高木と申します。よろしく申し上げます。

◎将来の市役所の在り方について

最初に、将来の市役所の在り方ということで、大きくなりますけれども質問をさせていただきます。

まず、人口減少に伴い、今後の市役所について、何点か質問をさせていただきますが、まず、平成元年の人口、平成17年の人口、令和3年の人口と各年度の病院局の職員を除いた職員数をお聞かせください。

また、部の数と課の数もお聞かせください。

○（総務）職員課長

人口につきましては、平成元年、平成17年、令和3年、各年度3月末現在のもの、また職員数と部局と課かい室数については、病院局を除いた各年度4月1日現在のものをお示ししたいと思います。

平成元年分が、人口が16万6,522人、職員数が1,806人、15部局、97課かい室。

平成17年分が、人口が14万3,900人、職員数が1,440人、12部局、98課かい室。

令和3年分が、人口が11万1,634人、職員数が1,211人、12部局、94課かい室となっております。

○高木委員

今の職員数を聞くと、この30年間で600名程度減っていると、また、部局と課については、さほど減ってはいないと理解しました。

毎年ですけれども、小規模の組織改革に関しては少なからずあると思います。今後、人口減少が進むに当たり、10年後、20年後を見据えた組織体制の計画は必要だと考えています。これは小さい部の話ですけれども、東京都渋谷区役所でA Iによる本人確認をして、スマートフォンのアプリだけで住民票などを郵送で取り寄せられるという全国で初めての行政サービスを来月から始めるというのがあります。取り寄せられるのは、住民票や課税証明書、またスマートフォンのLINEのアプリで書類の種類と部数の選択をできると。そして、顔の正面や横顔を撮影し、運転免許証やマイナンバーカードなど本人証明書も撮影して、これらの画像を送るとA Iに自動的に照合されて本人確認を行うと。A Iが判断できない場合は、区の職員で見ても確認をして、悪用を防ぐため住民票の住所に限って郵送をするということです。これは職員だけを対象に実証実験をしたと。その中で問題がなかったために、来月の1日から対象を始めるということです。

その中で、昨年松岩委員の質問でもありましたけれども、今回はお聞きはしませんが、自治体LINEの活用がどの程度進んでいるのか分かりませんが、ぜひそういうものを活用していただきたいと思います。

また、参考までですが、政策研究大学院大学の横道教授の「2040年に向けて持続可能な市役所」という論文があるので、その中で抜粋しますと、戦略的な総合計画の策定とPDCAサイクル、リスクマネジメントと危機対応、また部課組織や職員数及び職員配置の合理化など、将来の市役所の姿が結構書かれております。民間委託できるものもあるのではないかとということなので、参考に見ていただきたいと思います。

そこで最後に質問させていただきますが、過疎地域に指定もされたという報告も出ております。人口統計を確認しても、2040年には6万人台になる可能性はあるので、人口減少に対応した市役所の組織体制の改革は今後、間違いなく必要になってくると考えますけれども、本市としてどう進めていくのかお聞かせください。

○総務部長

人口減少に見合った組織体制ということですが、先ほど職員課長からも答弁させていただきましたが、人口減に伴いまして、職員数というのはこれまでも大幅に削減をしてきている経過がございます。2040年には、6万人台ということで御紹介いただきましたけれども、私どもとしては、残念ながら五、六年の間に人口が10万人を切るという想定をしているところでございまして、10万人を切るというのが一つのタイミングになるというふうには考えてございます。それに合わせて、組織の見直し、業務量がいまだ逆に増えてきているような傾向がありますので、業務量をどのように整理していくのかということを含めまして、当然、今ICT化、デジタル化も進めておりますので、それを進めながら、あとは委託化できる部分については委託化ということも考えながら、組織の体制については今後、見直しを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○高木委員

本当に10万人を切るということになれば、16万人いたときのまちよりは全然また違った観点が出てくると思いますので、ぜひ経過を見ながら進めていただきたいというふうに思います。

◎財政調整基金について

次に、財政調整基金について伺います。

現在の市の財政は560億円ほどの財源で市政運営を回しているところであります。そこで、一般的に財政調整基金は標準財源規模の10%から20%が適正と言われている中で、本市としては、おおよそ30億円から60億円が適正ではないかと考えています。総務省が平成29年に行った全国調査では、標準財政規模の一定割合と回答した市町村のうち、5%超えから20%以下とする回答が最も多い結果であったと報告されています。

本市においては、他市とは違い、他会計及び基金からの借入れがあったと思いますが、年度末の残高について、ピークの年度と残高及び直近の決算での残高と差額についてお聞かせください。

○（財政）財政課長

他会計及び基金からの借入れ残高につきましては、残高のピークは平成23年度末で約54億8,300万円でありまし

た。

直近の決算につきましては、令和元年度決算になりますが、元年度末の残高は約16億6,900万円となっておりますので、この間、約38億1,400万円の償還をしております。

○高木委員

そこで伺いますけれども、財政調整基金が近年徐々に減っている要因は何かお聞かせください。

○（財政）財政課長

財政調整基金残高につきましては、近年のピークでは約32億2,300万円ございましたが、直近の決算である令和元年度末では約25億9,200万円と、その差は約6億3,100万円減少しております。近年減少している一番の要因といたしましては、人口減少などにより交付税が減少していることが大きな要因であると考えております。

○高木委員

次に、市長の独自事業や臨機応変に対応できる予算や将来的に公共施設再編などを見据えて、財政調整基金を減らさないようにし、将来的には財政調整基金を増やすことが大切だと考えていますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

財政調整基金につきましては、災害などの不測の財政需要や年度間の財源の不均衡を調整するための財源としてございます。よって、今後の収支状況によりまして、その基金残高は当然増減するものというふうに考えておりますが、現状コロナ禍により、税収の部分については、伸びもなかなか期待できないような状況にございまして、当然新型コロナウイルス感染症に対する衛生対策や経済対策などの必要な施策も同時に推進していく必要がございます。これらの財政需要のことを考えると、現在の財政調整基金の残高をいろいろな財政需要がある中で増加させていくということは、なかなか容易なことではないというふうにも感じておりますが、直近の令和3年度の予算編成におきましても、予算編成時点での財政調整基金からの取崩し額を一定程度減らすなどの取組も進めておりまして、今後とも効率的、効果的な行財政運営の推進を図っていく中で、財政調整基金残高の確保に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

○高木委員

いろいろな状況がある中での積み増しということで、なかなか難しいということで理解をしました。

先ほど市役所の組織体制改革についてお聞きしました。将来の市役所を見据えていくと、財政にも大きく影響が出てくると思います。市役所全体で各部署と連携して、今後の本市の財政を考えていく必要があると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

本市の財政につきましては、本市の財政構造については、令和4年度以降の予算編成に当たりましても、やはり多額の財源不足が見込まれるところでございまして、私たちといたしましても、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算がなかなか編成できないような厳しい状況が続くというふうに考えております。そうしたことから、限られた財源の中で市政を運営していくためには、財政の健全性を確保し、その改善に努め、そして、持続可能な財政基盤を構築していく必要があると考えておりますが、これには財政の健全化という財務部分の要素だけではなく、行財政改革として各部と連携して一体的に取り組む必要があるものと考えております。

○高木委員

ぜひ各部署と調整をしながら進めていただきたいと思います。

◎将来の市内小・中学校の在り方について

次に、将来の市内小・中学校の在り方について伺います。

代表質問の中で教育の関連の中では、丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。理解をさせていただき

ました。

そこで、現在の小学校及び中学校の児童・生徒数の人数は、平成24年度から令和元年度で約25%、1,966人減少しています。そこで、教員の人数について伺います。事務職員を含まない教員の人数を平成元年、平成17年、令和3年でお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

平成元年、17年、令和3年の各5月1日現在の教員数で申し上げますと、平成元年は740名、17年は502名、令和3年は450名となっております。

○高木委員

教職員に関しても、30年間で約300人減っているということで理解をしました。

今年度から全中学校区で小中一貫教育を推進することと、また、少子化が進む中で、本市独自の実践研修が行われていること、また、学校に応じた効果的な取組をすることで子供たちが学ぶことができるという答弁をいただいております。そこで、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画についてですが、10年先、20年先を見据え、今後、今の学校数が多くなっていくのではと思います。

令和3年2月の小樽市学校施設長寿命化計画の中でもありますけれども、全体方針の「（1）人口減少、少子高齢化などの社会情勢に応じた取組の推進」の中で、「今後、新設や建替えなどで新たに整備する施設については、複合施設とすることを視野に入れる」ことや「公共施設等の集約や複合化及び既存施設の用途廃止に当たっては、今後の人口減少や少子高齢化等の社会情勢に合わせ、段階的な実施手法を検討します。」とあります。また、学校教育系施設の今後の基本的な方針の中で、「小・中学校については、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に沿って学校再編を進めます。」とあります。

そこで伺いますけれども、学校の統廃合などは、避難所にもなっているためになかなか簡単にはいかないという理解はしています。先を見据えた中では、市役所内もそうなのですけれども、市教委も個体的に計画を進めていくことが必要と考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○（教育）主幹

学校の適正配置についてですが、これまでの適正化基本計画については見直しすることとしており、将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を進めていくこととしております。

見直しに際しましては、児童・生徒数の将来推計、学校規模についての考え方の整理をはじめ、少人数学級などの国の教育施策の動向、また、避難所といった地域の防災・交流拠点としての小・中学校の役割など、本市のまちづくりの考え方を考慮し、検討を進めていくこととしております。

○高木委員

小・中学生の児童・生徒数が今減っている中で、地元に残ってもらうということを考えると、小さい頃からの教育だと私は思っています。その中で、児童数が少なくなると、多くの生徒と学べる機会が少なくなってきましたし、環境をつくるための学校計画も進めるべきだと思っています。市役所も、学校も、小樽市内全体のものに関しては、我々世代がしっかりと計画することによって、将来同じ問題を抱えることを防ぐということも必要ですし、ベースをつくっていくことで後世に引き継いでいけるのではないかと考えています。すぐには変えられませんが、先を見据えた、また同じような問題にならないために、ぜひ計画を進めていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

◎教育委員会庁舎の非常用発電機について

最後に、教育委員会庁舎の非常用発電機について何点かお伺いをさせていただきます。

まず、発電機の設置は停電時に屋内消火栓設備のポンプを回すためにつけるためでいいですか。

また、発電機の設置内容についてお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

委員おっしゃるとおり、今回の発電機の設置につきましては、停電時に屋内消火栓設備のポンプを作動させるためでございます、教育委員会庁舎の正面玄関横、屋外に設置する予定でございます。

また、停電時には自動で運転を開始し、ポンプに電力が自動的に切り替わるというような予定になってございます。

○高木委員

発電機については、災害対策室や消防本部と打合せを行っていたのか、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

今回の目的につきましては、消防法上必要な最低限の条件を満たすものと考えておりましたため、消防本部と建設部とは打合せをしてございましたが、災害対策室との打合せは行ってございませんでした。

○高木委員

設置をするということなので、災害対策室の方ともぜひ打合せを進めていただきたいと思います。

発電機は軽油燃料ということですが、軽油の備蓄分はどのように貯蔵するのか、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

今回の発電機の燃料につきましては、内蔵タンクに140リットル入ることになってございまして、そちらでのみ蓄えるということで、これで10時間ぐらいもつような計算になってございます。

○高木委員

それでは、機械の中の140リットルだけの貯蔵ということで理解していいですか。

○（教育）教育総務課長

委員の御指摘のとおり、140リットルのみということでございます。

○高木委員

次に、ポンプに直結することよりも、屋内に分電盤を設置して配線することが望ましいと思いますが、現時点での設置方法について、野外に設置する際に雨や雪などの対策も考えなければならないと思いますが、どのように設置するのかお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

まず屋外に設置する部分につきましては、積雪に関しては最低限の周りの部分は除雪等をして、スペースを確保することが必要であることと、もともと発電機は工事用でも使用できるということで、屋外を想定しているものですから、雨については玄関の屋根というか、軒を利用して、なるべく当たらない位置には設置しているところがございます。

それから、発電機から元の引込みというか、それにつきましては、ボイラー室にある分電盤に、ポンプの動力に該当する電気のところと直接接続するという形を取っております。

○高木委員

発電機は工事用で野外でもできるというのですけれども、かなりのいいものでも年数がたつと劣化が間違いなく起るのです。横風だとか、海も近いので潮風の影響もあるでしょうし、屋外につけるといことは、それを守るような対策をつくっていかないと、せっかくのものが何年もたなくなってしまう可能性があるのですが、その辺は当たらないというぐらいの考え方でしょうか。

○（教育）教育総務課長

発電機の設置には、やはり何通りかパターンを考えた中で、屋内に設置する場合も想定しておりました。その場合ですと、当然、燃焼する際に排気ガスが発生するというので、それを換気するための装置を室内につけることが見込まれるため、その費用がかなり大きく出てしまうということもございまして、費用の部分を検討した結果、

屋外に設置するという形になりました。

○高木委員

屋内にあれば安心ですし、予算のことはお伺いしませんが、外に置くということはやはりそれだけの防御をしなければならないというのは、やはり検討するべきだと思うのです。しかも毎回動いているわけではないので、最初は本当に新しいですけれども、年数がたつと劣化が見えてくると思います。それを防ぐためにも、ぜひ野外に置くための工夫を検討されてはいいのではないかと思いますので、そこは切にお願いしますというか、せっかくの発電機ですので、防御していただきたいと思います。

最後に、点検について伺います。

総務省の消防庁の内容で、東日本大震災により非常用発電機のメンテナンスの不足により、不始動とか停止があったことから改正になったそうです。発電機はなかなか、常に動くわけではないので、今考えている月に1回エンジンをかけるものなのか、2か月に1回するものなのか、本市として管理をどのようにするのか、どうやって実施するのか、お考えをお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

この発電機につきましては、設置後定期的に電気保安協会でも保守の点検を行う予定になっておりまして、頻度は2か月に1度実施予定でございます。その際には、実際にエンジンを始動して、正常に動作するかの確認と電気がきちんと供給されるか等の確認、点検を行う予定でございます。

○高木委員

先ほど軽油の貯蔵はしないということで聞いたのですけれども、2か月に1度、試運転をすると、軽油についても、灯油もそうですが、悪くなっていく部分もありますし、水がたまってしまったりするので、そういう部分の対応はどう考えていますか。

○（教育）教育総務課長

点検等の頻度によって、燃料がうまく使われていかない等ございますけれども、そのあたりは軽油の使用期限とかその辺を考えながら、劣化していると考えられる場合は、適宜補充や入替え等の措置を考えなければならないと思っております。

○高木委員

試運転程度なので、逆に満タンにする必要もないような気もするので、ぜひ軽油の貯蔵する、しないは別としても、その部分も専門家というか、燃料業者と打合せをして、計画していただきたいと思います。まずは、発電機も立派なものなので、ぜひ防御していただくことをお願い申し上げて、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について

最初に陳情に関連して、何点か質問させていただきます。

今回、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についての第1項目の2（生涯学習プラザ）、第3項目の2（生涯学習プラザなど）に関連してですけれども、まず4月の機構改革に伴い、旧小樽商業高校跡に

は教育委員会をはじめ、こども未来部放課後児童課が移転し、小樽市立高等看護学院、そして海上技術短期大学校が入ることになっていますけれども、今後その他、市の関連施設等で旧小樽商業高校跡に入る予定はあるのかどうか、この点についてお聞かせ願います。

○（財政）中津川主幹

旧小樽商業高校跡の活用につきましては、5月に教育委員会が最初に移転いたしました。

続きまして、令和4年度には海上技術短期大学校や、市の施設としては、小樽市立高等看護学院及びこども発達支援センターが移転する予定であり、旧小樽商業高校の本校舎にはこれ以上の施設が入る余裕はありませんので、市の関連施設がその後に入る予定はございません。

○松田委員

それで、公共施設再編計画（案）によれば、生涯学習プラザは産業会館2階ホールに移転するというを前提にしてパブリックコメントも行っていますが、これにより生涯学習プラザは産業会館に移転する計画案で今後進めるという考えでいいのかどうか、この点についてお聞かせ願います。

○（財政）中津川主幹

生涯学習プラザの産業会館2階ホールへの移転につきましては、昨年度に策定いたしました公共施設再編計画及び公共施設長寿命化計画におきまして、方針を示させていただいているとおりでございます。

パブリックコメント等によりいただいた御意見の中には、生涯学習プラザの移転に当たり専用駐車場やエレベーターの設置などを求める声が多数寄せられ、本市といたしましてもそれらの設備は必要であるという認識であります。設置場所や費用に課題があり、これらの課題の解決に向けて検討を行っているところでございます。

○松田委員

それで、現在、生涯学習プラザにはどのような階層の方が利用されているのか、また、子育て世代などが利用されているか含めて利用階層を押さえていたらお聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）生涯学習課長

生涯学習プラザを利用されている方の階層につきましては、親子連れの方を対象としました絵本の読み聞かせなどのイベントも実施しておりますので、赤ちゃんですとか未就学児と一緒に来館される子育て世代の方の利用もございます。

また、夜間はダンスなどのサークル活動もありまして小・中学生や高校生も利用しておりますし、活動によっては90歳代以上もいらっしゃいますので、赤ちゃんから高齢の方まで幅広い年代の方が利用されております。

ただ、最も多い利用者の年齢層といたしましては60歳代から70歳代の方が中心となっております。

○松田委員

かなり広い範囲で利用されているということが分かりました。

それで、生涯学習プラザが他の施設に移転しても、今後、多くの階層が利用できるように必要な整備の改修を行うとパブリックコメントでは述べていますが、どのような整備を考えているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思えます。

○（財政）中津川主幹

生涯学習プラザの移転に伴う設備の改修内容につきましては、設計などの段階で必要な設備の検討を行っていくため現時点では未定でございます。

○松田委員

今後のことということで理解いたしました。

◎忍路地区の小・中学校の今後の対応について

それでは次の質問に移ります。

忍路地区の小・中学校の今後の対応について伺いたいと思います。

このことについては、小学校及び中学校を併置校とすることを教育委員会として提案するという説明が先ほどありましたが、資料によれば両校の保護者説明会や学校評議員会の意見を踏まえて進めるということだったのですが、このことについて今まで何回くらい説明会を開いて、こういった方向性になったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）主幹

保護者や評議員会へのこれまでの説明回数でございますけれども、保護者の方には2回、両校の学校評議員の方には1回説明する場をもちまして、御意見を伺ったところでございます。

○松田委員

小・中学校の併置ということですが、ちなみに道内に小中併置校はどのぐらいあるのか、押さえていたらお示ししていただきたいと思います。

○（教育）主幹

道内にあります小中併置校の数ですが、令和2年5月現在で34か所あるというふうに押さえております。

○松田委員

道内で34か所ということなのですが、ちなみに後志管内でどのぐらいあるのかについては押さえていますでしょうか。

○（教育）主幹

後志管内には、小中併置校はないというふうに押さえております。

○松田委員

それで今回、忍路地区の小・中学校を併置校とする案が浮上したのは、児童・生徒の減少に伴う教頭、養護教諭、事務職員の配置の問題が発端になっているということですが、改めて教職員の配置基準をお示ししていただければと思います。

○（教育）主幹

教職員の配置基準につきまして、今回の報告資料に関わる部分でございますけれども、道教職員の配置基準ということになります。養護教諭につきましては3学級で児童・生徒数が11人以上の場合に1名配置、事務職員につきましては3学級で児童・生徒数が15人以上の場合に1名配置となります。

校長、教頭、一般教員については合計の人数について学級数に応じた配置人数となっておりますが、教頭につきましては、特別支援学級を含めて3学級以上の場合に配置できることとなっております。

○松田委員

それでは、この資料に基づいて、もう少し詳しくお伺いいたします。

最初に小学校ですが、推計値の表によれば、令和3年度は学級数が3なのに一般教員が2人しかいないということは、教頭も学級担任をするということなのか。それに対して令和5年度は同じ3学級なのに一般教員は3人となっていますので、教頭は担任を持たないということでしょうか。

まず、教頭が学級担任をもつかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）主幹

資料の表につきましては、配置基準に基づいた配置の想定でありますけれども、令和5年度のように3学級に一般教員が3人の配置の場合は教頭が担任を持たず、3年度のように3学級で一般教員が2名の場合については教頭が担任することとなります。

○松田委員

状況によっては、教頭も学級担任を持つということで理解しました。

それで、できれば同じ学年だけで、一つの学級にするのが理想ですけれども、最低何人以上いなければ学級編制ができないのか。それができず、異なる学年を一つにしなければ学級編制ができないので複式学級にするということだと思うのですけれども、複式学級の基準についてお示ししていただければと思います。

○（教育）主幹

複式学級となる場合の基準についてお答えさせていただきたいと思いますが、小学校につきましては16人以内、第1学年を含む場合は8人以内、中学校については8人以内の場合は原則2学年で一つの学級、複式学級になるものでございます。

○松田委員

それで表によれば、少し先ですけれども、令和8年度は小学校1年生と4年生が一つの学級になっています。少し私の心配なのかも分からないのですけれども、このように学年が離れ過ぎると支障はないのでしょうか。

1年生はたとえ人数が少なくても一つの学級にし、4年生は高学年ですので、5、6年生と一つの学級にできないのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

4、5、6学年といった3学年の複式は原則できないこととなっております。

実際に1、4年生の複式となった場合には、学校が実際の授業のやり方などを工夫するなどして、支障のないよう十分配慮していくということになります。

○松田委員

ということは、3学年を一つの複式学級にすることはできないという理解でよろしいでしょうか。

○（教育）主幹

3学年での複式は原則的にはできないということになってございます。

○松田委員

今回の場合は年は離れているけれども、小学校1年生と4年生が一つの学級になることはあり得るということですね。

それで、同じく中学校の場合は、中学校1年生と2年生を1学級にしており、3年生は例えば人数が少なくても1学級にしていることがこの表で分かるのですけれども、3年生を一つの学級にするということは修学旅行や受験があるということに起因しているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

1、2年生が複式になっていることにつきましては、学級編制の制度上、下の学年から先ほどの人数にしたので、下の学年から複式学級を編制していくこととしているものです。

○松田委員

あえて中学校3年生を一つにしたのではないということでも理解しました。

それで、コロナ禍により直接対面での地域説明会ができないことから、書面開催としてアンケート形式にして意見を聞く形にしたということですが、この締切りが6月28日までとなっておりますが、現在途中でありますが、現在どのくらいのアンケートが提出されているのか、その状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）主幹

書面開催への意見の提出件数ですが、昨日までに届いた物で10件ございます。

差出人といいますか、どちらからかといいますと、地域の方と学校の保護者や関係者の方が多くなっております。

○松田委員

28日ですから、まだ少しあると思うのですけれども、それで会派説明によると、忍路地区では諸般の事由により地域外からの児童・生徒を受け入れているということでしたが、小学校、中学校、それぞれ地域外から何人ぐらい

通っているのか。

そして、地域外から児童・生徒を受け入れた場合、今後学級編制が変わることがあり得ると思いますが、それについてはどのように認識しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

忍路中央小学校と忍路中学校における今年5月1日現在の数字でお答えさせていただきますと、忍路中央小学校には区域外から3人の児童が入っております。忍路中学校につきましては区域外から8人の生徒が入っております。

そして、今後でございますけれども、委員も御心配されているように子供が1人減る、1人増えるなどによって学級編制が変わってくることもございますので、現時点でどれぐらいになるかというのは分かりませんが、子供が増えた減ったで変わるということは認識してございます。

○松田委員

地域外からも受け入れることもあり得るので、人数については予定どおりにいかない場合もあり得るということだと思います。

それで、先ほどの小中併置校の説明ではメリットばかりが記述されていますが、デメリットといたらあれですけども、課題として考えられることはあるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

小中併置校のデメリットでございますけれども、併置となりますと他学年の人数は増えるのですが、やはり同学年の人数が少ないままということで、同学年の子供との関わりが少なく、コミュニケーション能力の育成の課題が出てくるといった可能性もございます。

○松田委員

やはり課題もあると思うのです。

それで、現在棚上げされている小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に、小・中学校を併設することで影響は出ないのかということを少しお聞きしたいと思うのですが、以前、適正化基本計画を策定するに当たっての、小規模だっというのではないかという意見に対して、学年の複式学級が望ましいから学校再編計画が必要であるとの答弁が繰り返されていたはずですが、今回、小中併置校とすることによって、適正化基本計画が再開された場合に忍路中央小学校と忍路中学校はまた別々になるのか。今回の小・中学校の併置策は応急的なものと考えていいのか、それとも忍路地区はこのままでいいのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

今回の忍路の小中併置の考えにつきましては、学校の適正化基本計画の見直し中でございますが、ただ忍路地区の小学校及び中学校については子供たちの教育環境の低下が懸念されるということで、個別の対応として保護者や地域の皆様に考え方をお示しして御意見を伺っているところです。

併置校となった場合に、その後も併置校とするのか、存続していくのかということにつきましては、今より将来的には入学者がない時期が続くということも考えられます。今後、新たな計画の考え方を検討していく中では、市内全ての小・中学校について改めて検討することとなりますので、忍路の小中併置校についても検討しているということになるものと考えております。

○松田委員

それで、小中併置校は令和4年4月1日の開始を目指すということですが、6月28日にアンケートを締め切り、地域の皆さんの意見を集約し、この結果を再び地域の皆さんに説明することになると思いますが、それはいつ頃を予定しているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

今意見の集約をしておりますが、これが終わりましたら結果などについて、7月中にもお知らせしたいというふ

うに考えております。

○松田委員

今後どちらにしても4月の開校を目指しているわけですから、それに伴い学校の施設の変更などを考えなければならぬと思いますので、7月頃ということで、それ以降ということで理解いたしました。

◎新型コロナウイルス感染症における職場の閉鎖について

それでは次に、職場の閉鎖に関連してお伺いします。

クラスターにはならなかったものの、数人の新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明したため、生活支援第2課で計30名の全職員が、5月26日から2週間にわたり健康観察のため自宅待機となりましたが、皆さんも御存じのとおり、生活支援課では1月にも自宅待機をしており、同じ職場が2度にわたり閉鎖になったことについて、職場のウイルス対策をきちんとされていたのか、職場のウイルス対策の検証が必要ではないかと考えます。

これは単に先ほど言いましたとおり、生活支援課だけの問題ではなく、全庁的な問題だと思いますけれども、職場のウイルス対策の検証をしっかりと行ってほしいと思いますが、御見解についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

今回の生活支援第2課の職場閉鎖が起こる前からになりますけれども、緊急事態宣言発出後に各職場に、職員の時差出勤の実施だとか、年次有給休暇の促進について通知しておりまして、従前から取り組んでいた窓口のアクリル板設置だとか、あとは庁内各所にも消毒用アルコールの設置、CO2モニター設置などと併せて感染予防に取り組んでおりました。しかし、今回の職場閉鎖が起こりましたことから、結果としては庁内での感染対策がまだ十分とは言い切れなかったものと考えてございます。

対応としましては、職場内でのアクリル板設置など、今後も感染対策強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、職場閉鎖時における自宅待機中の職員に対する職務の検証はどのようにしているのでしょうか。2週間という長期間です。この間の職員の自宅での過ごし方についてはどのように把握しているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

職務の検証につきましては、職員はあくまでも濃厚接触者というような扱いになっております。そういう理由による職務専念義務免除での対応でございますので、待機中の職員の検証は特に行っておりませんが、本年6月1日付で総括安全衛生管理者名で通知した「市役所における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための対応について」という通知がございまして、その中において、職員が濃厚接触者と認められた場合や、濃厚接触者には該当しないが念のためPCR検査、抗原・抗体検査を受検した場合の対応について、健康観察中または検査結果が判明するための期間は自宅待機とし、そして不要不急の外出を厳に避けること。そして、いずれの場合も罹患したことを想定し、感染拡大防止に向けた責任ある行動を取るよう通知がなされております。

このことから、自宅待機をして、不要不急の外出はしていないものというふうに考えてございます。

○松田委員

それで、この間、職員は勤務時間内だけの自宅待機なのか、また土日、休日の扱いはどのようになるのか、自宅待機中の職員の行動把握は誰がするのか、本人の自覚に任せるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

まず、各職場においては自宅待機者の行動把握等は行っておりません。本人の自覚に任せているという認識でございます。

ただ、これは職員だけに限ったものではないのかなというふうには考えてございます。

また、土日の扱いですが、先ほども申し上げましたとおり、自宅待機者は少なくとも濃厚接触者であるという扱いですので、健康観察中については曜日とか時間に関係なく、感染拡大防止を念頭に行動しているものというふうに認識しております。

○松田委員

緊急事態宣言下では職員は時差出勤を行ったり、年次有給休暇を使用したりするなどして、3密を防ぐような対処を行っていましたが、職場によってそれが可能な職場とそれができない職場があると思いますが、職員課ではそのような把握はできているのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

今回の時差出勤実施の際に、あらかじめ実施ができない職場については、職員課まで報告するように通知しております。それで、その旨報告があった部署については把握してございます。

○松田委員

それで、会計年度任用職員もいらっしゃると思うのですが、会計年度任用職員は日給・月給の方も多いと思いますが、職員と同様2週間の経過観察が必要となった場合、報酬はどのようになるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

会計年度任用職員でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になり経過観察が必要になった場合等、その間は報酬が支給される職務専念義務免除というふうになってございます。

○松田委員

職務専念義務免除ということで分かりました。

どちらにしても市の職員はいろいろな方と接するわけですから、絶対新型コロナウイルス感染症にかからないとは言いきれませんので、とにかく新型コロナウイルス感染症にかからないようにしっかりとまた手だてを打っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◎小樽市業務継続計画（案）について

それでは最後に、先ほど説明があった業務継続計画（案）について質問させていただきます。

非常時優先業務の必要動員参集想定について伺いますけれども、厳冬期の休日の夕方にマグニチュード7.8の地震が起きたことを想定して参集人数を想定したと思われそうですが、人数はどのような根拠により算出したのか、これについて伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

算定の根拠につきましては、職員の居住区域と勤務場所の距離を概算で算出しまして、徒歩で参集した場合の時間を割り出し、参集人数を算定しております。

○松田委員

恐らくこれは当市として予想される最悪な条件の下での必要動員だと思われそうですが、この人数は発災が早朝なのか、日中なのか、夜間なのか、時間によっても変わってくると思われそうです。

また、発災が平日なのか休日なのか曜日によっても変わってくると思われそうですが、職員が職場にいる時間帯か否かでも変わり、それによって必要人数も変わってくると思われそうですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

各業務の必要人数につきましては、細かくは条件設定によって異なるものと認識しておりますが、今回は最悪とも考えられる条件で一つのベースを作成いたしました。業務の必要人数については、各所属においてこの業務であればこの人数が必要であるとの見解に基づいて算出しておりますので、大きくは変わらないものと認識しております。

すが、業務従事職員数は時間帯や曜日によって変わる可能性はあるものと考えております。

○松田委員

そうですね、やはり変わってくると思いますけれども。

それで、今説明のあった時間帯や曜日のことですが、また、発災した季節によっても変わってくると思いますが、また夏なのか冬なのか、対応業務も違ってくると思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

業務の繁忙時期や季節によって多少は変わってくると思いますが、基本的には非常時優先業務は各所属で抽出、選定していただいたものとなりますので、大きくは変わらないものと考えております。

○松田委員

次に、先ほど説明もありましたけれども、参集人員は職員の居住地によっても違いが出てくると思いますが、職員の住んでいる場所を把握した結果、3時間以内ならこの人数は参集できると予想した人数なのか、市では職員の居住地を押さえておいてシミュレーションを行っているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

我々としては、職員の居住区域を押さえておきまして、徒歩での参集を前提とした上で算出しております。

○松田委員

3時間以内というのは最悪徒歩で駆けつけられる人数を想定しているということによろしいのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

そのとおりでございます。

○松田委員

そういうことなのですが、ただ、家が市役所に近いといってもその方の職員の世帯構成、例えば単身世帯なのか、子育て中の方なのか、高齢の親等を抱えているのか、様々違いがあると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

参集時間の根拠としては、発災から自宅を出るまでに職員自身や家族等の安否確認時間の対応時間として30分加算しております。それから居住地区から勤務場所までの徒歩での時間を足しておりますので、大きな違いは出てこないと考えております。

○松田委員

それだけ細かく算出しているということであれば、安心です。

それで、先ほど言いましたとおり、一番身近な例で言えば北海道胆振東部地震のときは早朝の発災で、停電により信号機が使用できなくなりましたし、発災から3時間後といえば太陽が出てきて見通しがきき、徒歩の通勤も可能だったということもあると思うのですが、北海道胆振東部地震における職員の出勤状況はどうだったのか、この人身災害が要因として欠勤した人はどのぐらいいたのか、押さえていたらお示ししていただきたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

北海道胆振東部地震におきましては、小樽市は震度4ということで、参集に当たっては第一非常配備に該当しますので、第一非常配備での参集率でお答えします。

聞き取りで、おおむね7割の方が発災当日出勤されたとなっておりますので、発災当日は約3割が出勤できなかったものと押さえております。

○松田委員

小樽は細長い地域ですので、市内中心部から国道や札幌自動車道が遮断された場合、出勤できない方もいると思われま。そして、多かれ少なかれ、市外在住の職員もいますけれども、発災時における市外在住の職員の役割は

どのように位置づけられているのか、この点について考えをお示ししていただきたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

市外在住の職員にあっては本計画におきましては公共交通機関が復旧した後に参集することとしておりますので、参集後は迅速に所属の業務を行うことと考えております。

○松田委員

あと、先ほどの報告資料を見ますと、今回の被災シナリオは勤務時間内に大規模災害が発生した場合は除くというようにありました。勤務時間内の災害発生の場合、在庁市民の避難誘導など新たな業務もあると述べられていますが、災害というのは、時間も、場所も、季節も問いませんので、あらゆることを想定しての取組が必要だと思います。

今回は入っていないということですが、今後はそういう内容を盛り込んだ計画を作成していただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

勤務時間中に大規模災害が発生した場合の初動の対応を盛り込んだ計画も必要と考えておりますので、作成時期は現在のところ未定ですが、今後検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

それで、今後この計画に対する職員への研修はいつ行う予定なのか。幾ら計画をつくってもこれが職員に徹底されていなければ、自分が何をしていたか分からない部分もあると思います。災害時における自分の役割分担が明確でないと動けない、日頃からの災害イメージネーション能力を培っていくことが肝要とありましたけれども、まさしくそのとおりで定期的な防災教育研修をしっかりと行って災害時における自身の役割分担をしっかりと身につけるようお願いしたいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今御質問にありましたとおり、職員研修は大変大事なものと考えております。それに伴いまして、来月早々にはまず1回目を開催したいと考えております。

○松田委員

やはり自分の役割分担をしっかりと職員が考えていかなければならないと思います。どちらにしても、先ほどから言っているように、この計画案は発災時の状況によって変わってきますし、様々な検証、他市との検証によって見直しがされるということですが、市職員で不足することは地域の皆さんの応援をいただかなければならないと思います。

私は今まで防災について何度も質問させていただいていますが、以前からお伝えしているとおり、ふだんやっとなければいざというときはできませんので、訓練をよろしくお願ひしたいと思いますけれども、最後にこの点についての御見解をお聞かせ願ひ、私の質問を終わりたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

地域住民の訓練でございますけれども、7月に一つの町内会で防災研修を行う予定となっております。それ以外につきましては、実施できるよう今後働きかけを行い、訓練をやっていただくように努めてまいりたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎小樽市業務継続計画について

1点目は、小樽市業務継続計画について、先ほど説明がありました点についてお聞きしたいと思います。

内容についてはおおよそ見せていただきました。その中で、内閣府が示している市町村が策定する業務継続計画に盛り込むべき重要な六つの要素があるそうですけれども、それについて説明してください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいまの御質問の内容ですけれども、まず①が「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」。②が「本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定」。③が「災害時に備えた電気、水、食糧等の確保」。④が「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」。⑤が「業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップ」。⑥が「非常時に優先して実施すべき業務の整理」。以上の6項目が業務継続計画に盛り込むべき重要な6要素と言われております。

○佐々木委員

①の首長不在時の明確な代行順位というのは、一生懸命この中を読みまして、ようやく発見しました。②から⑥について、これの対応策もこの計画の中に示されていることでいいのかどうかということについて聞きたいのです。

というのは、重要な項目と言っている割には、小樽市の今回のものは分かりづらいかと思います。というのは、他市の例ではこの6要素を中心につくられていると読めたのですけれども、どうも本市の計画とは違う構成になっているような気がして読んだのです。

それで、どうしてこういうつくりになったのかということについても含めて説明をいただければと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

委員が認識されていますように、国の様式に従って整理している都市もございます。

本市は、函館市や石狩市などの事例を参考に、計画全体で表現をしまして、まとめる方法を選択したところでございます。

さらに、今言った②から⑥という部分の記載箇所についてですけれども、まず②の本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定につきましては、本計画の57ページ。③の災害時に備えた電気、水、食料等の確保につきましては、58ページと62ページに。④の災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保につきましては61ページ。⑤の業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップにつきましては、62ページに。⑥の非常時に優先して実施すべき業務の整理につきましては、19ページから34ページに、業務継続目標として業務ごとに目標時間を定め整理しております。

なお、委員からの今回の御意見を参考にさせていただき、国の様式に従いまして取りまとめたシートについては今後、参考資料として作成を検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

全てのものを違う形で載せているということが分かりました。

その中の②のところです。本庁舎が使用できなくなった場合のところですが、今回の想定では震度6強で

倒壊回避というように回避と載っているのですけれども、本来いろいろなほかの計画等を見ますと、庁舎というのは震度6強の地震で倒壊等の危険性が高いということが指摘されており、代替施設の確保が至上命題だと思うのですが、今回それが定められていないとの表現になっているようです。

現段階で代替施設についての考えはないのかどうか、それともやはり新庁舎建設まで課題として凍結されることになるのか、その辺についてのお考えをお示してください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

本庁舎は災害時の主要拠点施設になるため、耐震化を有する新庁舎の早期建設等が望ましいものと考えておりますが、その対応の前に大規模地震等が発生し、本庁舎が倒壊した場合の代替庁舎につきましては本計画57ページの対策3に記載するところでございます。

その候補案としましては、産業会館、図書館、教育委員会庁舎などを考えておりますので、今後、施設管理者と具体的な協議を詰めていく予定で考えております。

○佐々木委員

やはり本当に本庁舎についてはそういうことを考えますと、今すぐにも地震が起きるかもしれないということですので、できるだけ早い時期に建て替え等が必要だという認識を改めて思いました。

③、④、⑤など先ほど挙げていただいた現状について読みますと、対策、周知が十分といえない状況にあるという押さえになっているようです。このように全体として、現状の課題についてこの計画の中で本当に多く示されているのですけれども、それらをどのように今後解消していくのかというその手法、具体策が今計画の中には少なく、表示が示されていないように私は読んで感じました。

その点について今後改善されていくということでもいいのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今回の本計画、第8章の業務継続マネジメントによる継続的な見直し等においても記載しておりますが、この計画を実効性の高いものとするために、毎年マネジメント会議を開催しまして、見直しを行いながら、今後において的確な具体策を見出していくことで、計画の改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

今回は最初ですから、この後、年を追うごとに改善されて災害時に的確に対応できるものをつくっていただければと思います。

この項最後ですけれども、これを読んでいて一番思ったのは、業務継続のキーポイントは本当に職員の皆さんにあるということがよく分かるのです。というのは現状、課題が多岐にわたる中、業務継続する方法が職員の非常時の頑張りに背負わされているという印象がどうしてもこれを見ているとありました。職員の健康管理対策の項もこの中には載っているのですが、そのための具体策が、前から言っているように具体性に乏しいかなと思います。

この計画の中では、災害発生時の職員数不足が強く指摘されていますけれども、この中に本当にほかの部分で示されているような物資の不足、施設設備の不備、現状の課題などをまず解消していくというような対応策を講じることがやはり急がれ、そちらをまずはしていかないと、発生した際に派遣される職員があまりにも大変な状況に追い込まれて、職員が結果としてダウンしてしまえば業務継続は成り立たないと思います。これらの点について、最後に御意見をいただければと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

職員に負担をかける前に、物資不足や施設設備不備の対応が急がれるという御質問でございますけれども、庁舎の耐震性の向上につきましては早急に改善することは難しいものと考えておりますが、職員用の災害備蓄品などは計画的に整備したいと考えております。

また、非常時優先業務を行うための対応マニュアルの整備や防災関係者や町内会ボランティアの方々の協力が迅

速、的確に得られるよう受援計画を策定するなど、今後とも職員の負担を軽減する方策を考えてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

職員の皆さんに頑張っていただくためにもその辺のところを、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎デジタル教科書について

次の質問に移らせていただきます。

デジタル教科書について伺ひます。

当初予算で、指導者用デジタル教科書整備事業費として小・中学校に予算がついて、さらに小・中学校各1校をモデル校として指導者用のデジタル教科書を整備、デジタル教科書を用いた公開授業を実施し、効果的な活用方法を検証するというふうに記載しておりました。

それで、まずデジタル教科書について私も手にしたことがないので分からないものですから、そもそもどのようなものなのか、これまでの紙の教科書との違いなどについて、デジタルだからできることなど、それから児童・生徒用である学習者用、指導者用、教員用があるということですが、その差はどのようなところにあるのかというようなところから少し説明をしていただけますか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

まず学習用デジタル教科書についてですが、紙の教科書と同一の内容がデジタル化された教材で、教科書発行者が作成するものであり、学習者用コンピューターにおいて児童・生徒一人一人が使用するものであります。

次に、指導者用デジタル教科書については、教科書の内容に加え、動画や音声、アニメーションなどの補助教材として、教師が大型テレビなどに映して指導するためのものがございます。

○佐々木委員

このデジタル教科書導入の経緯について説明をお願いします。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

デジタル教科書導入の経緯についてですが、今後、学習者用デジタル教科書の導入を見据え、国の事業である、学びの保障、充実のための学習者用デジタル教科書実証事業について、道教委を通じて参加募集があり、全国の義務教育段階の学校の約半数を対象としていることから、本市においても参加を希望し、約半数の小・中学校を指定校といたしました。

また、指導者用デジタル教科書につきましては、指定校の中から指導者用デジタル教科書の活用を研究する学校を小・中学校、それぞれ1校指定し、教育効果を検証することといたしました。

○佐々木委員

そういう経緯でデジタル教科書を導入ということですがけれども、紙の教科書の位置づけというのは、そうなるとうどう変わってくるのでしょうか。これはなくなってしまうものなのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議の第一次報告によりますと、「紙の教科書との関係をどのようにすべきかについて、全国的な実証研究や関連分野における研究の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要がある。」となっております。

○佐々木委員

財政負担の側面もあるということです。

デジタル教科書導入の結果、メリットというのはどのようなところなのでしょうか。タブレットでの使用方法やほかのデジタル教科書などと併せて少し説明をお願いします。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

デジタル教科書のメリットとしましては、教科書の紙面を拡大して表示したり、紙面にペンやマーカーで繰り返して書き込んだり、書き込んだ内容を保存したりすることができ、児童・生徒が思考を深めることに効果的に活用ができます。

また、音声読み上げ機能や文字の大きさや色、背景色などの変更、漢字にルビを振るなど特別な配慮を必要とする児童・生徒に対して効果的な学習を行うことも可能です。

さらに、他のデジタル教材と組み合わせて使用することにより、動画や音声を効果的に活用した学習が可能となっております。

○佐々木委員

そうしたメリットがある一面も確かにあるのですが、導入に当たってのデメリットもやはり指摘されています。例えば特に目が疲れやすい、疲れたと感じる子供が一定数いるなど健康面への影響などがあると聞きます。

こうした面を含めて使用する際の留意点についてはどのように押さえておられますか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

デジタル教科書を使用する際の留意点といたしましては、目と端末の距離を30センチメートル以上離したり、長時間にわたって画面を注視しないよう30分に1回は20秒以上画面から目を離して目を休めるようにしたりすることなど、健康面の留意点が示されております。

そのほか、学習者用デジタル教科書の故障や不具合が生じる場合に備え、可能な限り予備機を準備しておくなどが挙げられております。

○佐々木委員

今年度、先ほど各学校が研究指定校になって検証されるということですが、具体的にどのような検証内容を考えておられますか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

文部科学省からは2学期の終わり頃に、学習者用デジタル教科書を使用した頻度や使い勝手に関すること、デジタル教科書のみで授業が可能かどうか、よかった点や課題などについて、児童・生徒及び教員にアンケートを実施することとしており、国がその結果を検証し、今後の方向性が示されるものと考えております。

○佐々木委員

アンケートに答えられるまでに、検証を進めるということですか。

それで、先ほど財政面の負担の話も少し出ていたので、費用的なこともお聞きしておきたいのですが、教育行政執行方針では、「国の事業を活用し、市内の約半数の小・中学校を指定して学習者用デジタル教科書を使用した先行的な研究を行うとともに」と、教育長からもお話がありましたが、学習者用の費用は予算に上がっていないようなのですが、そちらは大丈夫なのでしょう。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

今回の学習者用のデジタル教科書につきましては、国で予算措置しており今回は無償となっております。

○佐々木委員

今回は無償ということですか。

学習者用デジタル教科書はこの先無償供与の対象外になるのだと。今年は対象になっていたようですが、1学年分の費用、1パックと言うのでしょうか、1人幾らくらいになるのかお聞かせください。

そして、購入にかかる費用というのは、その分は市町村の教育委員会等の負担になるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

現在、学習者用デジタル教科書を購入するとなると、発行者や教科や学年によって異なりますが、例えば、ある

発行者の例で申し上げますと、小学校高学年の7教科分であれば、1人9,350円。中学校8教科分であれば1人8,800円となりますが、令和6年度以降の本格導入時には購入の費用などについて国から方向性が示されるものと思われます。

○佐々木委員

これだけの費用がかかるものを交付、市町村もしくは個人で負担するのはなかなかつらいものがありますので、きちんとした国の支援が必要だと思います。

今回の指導者用デジタル教科書購入はライセンス購入とお聞きしていますが、指導者用では私のほうで調べると1ライセンス1年生の国語のみで7万6,000円、ウェブ配信は1年契約で2万円、全教科をそろえるとなるとなかなかの金額になります。今後、導入を進めると全教員分配置するのに相当額かかることとなりますけれども、同じく国、文部科学省の予算を期待することになるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

指導者用デジタル教科書の購入については、先ほどと同様に令和6年度以降の本格導入時には購入費用などについて国からの方向性が示されるものと思われます。

○佐々木委員

国からはしっかりといい返答がほしいところです。

最後に、もう一回現場の話に戻りますが、現時点で整備や研究推進状況はどうなっているのか、最後にお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

学習者用デジタル教科書と指導者用デジタル教科書については、既に各学校に配備されており、それぞれ導入された教科において実践を進めているところです。各学校からは、説明時間の短縮につながり理科の実験方法などの動画資料があるため、子供たちにとって分かりやすく理解につながっているという声や、中学校の英語では、発音など繰り返し聞くことができるので個別指導に効果的である。また、文法のアニメーションがあるため理解しやすいなどの声を聞いております。

今後は、指導者用デジタル教科書の指定校における公開研究会や、指定校における実践事例の作成を通して教育効果を検証してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

効果的な活用ができていけばいいなと思います。

◎コロナ禍の部活動、中体連大会等について

それでは、次の質問に入させていただきます。

同じく教育委員会に質問ですけれども、コロナ禍の部活動、中体連大会についてどうなっているのかということが非常に心配なものですからお聞かせください。

緊急事態宣言が令和3年6月20日で解除、小樽市も特別措置区域が解除されています。21日から北海道におけるまん延防止等重点措置では、一部道独自の段階的措置があってそこに入っているのですが、その他市町村ということに小樽はなっています。そこで、そうした対応の変化の中での中学校における部活動、主に中体連関係についてお聞きします。

部活動について、緊急事態宣言特別措置区域のときの要請内容から、まん延防止等重点措置におけるその他市町村への要請では、具体的にどのように変わっていますか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

緊急事態宣言特別措置区域時の要請内容とまん延防止等重点措置における要請内容の違いにつきましては、6月20日までの緊急事態宣言特別措置区域時の部活動については原則中止とし、中体連等の大会に出場する部活動に限

り練習は厳選して行うこととしておりましたが、6月21日からのまん延防止等重点措置におけるその他市町村への要請では、部活動については時間や人数、場所等を厳選し、各団体のガイドライン及び衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底した上で実施すること。これにより難しい場合につきましては休止することとなっております。

○佐々木委員

それによって、具体的に各校での部活動の実施の変化について、20日までと21日以降の活動についての違いというものは出ていますか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

各学校での部活動の実施についての変化につきましては、中体連等の大会に出場する部活動以外の文化系の部活動も活動再開できることとなっております。

○佐々木委員

中体連の市内大会、後志管内代表決定戦について、もうすぐだと思えるのですが、実施予定はどうなっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

中体連市内大会につきましては、既に6月19日に水泳競技を実施しており、6月23日からは野球、サッカーなどを順次実施する予定となっております。

また、後志管内代表決定戦につきましては7月3日に実施予定となっているところでございます。

○佐々木委員

例年、市内の中体連は7月の第1週からスタートをしていた記憶があるのですが、明日からということで随分早まっているわけですね。

そういうことで開始できたのは非常にいいのですが、この後の全道大会、全国大会についての情報はありますか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

全道、全国大会の情報につきましては、全道大会は7月下旬から8月上旬に、全国大会につきましては8月中旬から下旬に開催予定となっております。

○佐々木委員

この全道、全国は例年と変わらない時期でしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

変わっていないものと認識しております。

○佐々木委員

それで、それぞれ市内大会からその各種大会の中で、コロナ禍の対応等で特別な対応というのはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

各大会での特別な対応につきましては、道教委の通知に基づき健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず、風邪の症状がある場合は参加しないこと。試合以外の場面ではマスクを着用することなど、感染拡大防止に努めることとなっております。

また、中体連事務局に聞いたところ、市内大会や後志管内代表者決定戦及び全道大会につきましては、全競技共通して開会式や閉会式を行わないことや、表彰については簡素化に努め、極力短時間で3密を回避するように行うこと。さらに無観客で実施することとなっているところでございます。

○佐々木委員

お聞きして開催できるのは本当によかったなと思いますけれども、やはり心配なのは例年に比べてかなり練習

時間が限られていた中で大会が始まっているのですね。

身体面での準備が整わない中での試合で、全力でのプレーが思わぬけが等につながるものがやはり心配されるのですけれども、この辺の対応をよろしくお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

中体連大会に向けてのけがの防止につきましては、緊急事態宣言期間中においても、中体連等の大会に向けて部活動を行っており、それらの練習に加え、体育の授業においても生徒に対し、けがの予防のためにコンディショニングを整えることが重要であることを丁寧に伝えるとともに、十分な運動量、適度な負荷を考慮した運動を実施しております。

また、自宅において個々の競技種目に合ったトレーニングやストレッチ運動等の指導も行っており、部活動の練習の際にも個々のコンディショニングに配慮し、徐々に運動量や負荷を増やしたりするなどの対応により、けがの防止に努めているところでございます。

なお、大会当日のけがなどの対応につきましては、各会場に養護教諭等、応急処置を行うことができる教員等を配置し対応することとなっております。

○（教育）生涯スポーツ課長

私から、体育館やグラウンドなど社会体育施設の対応について御説明させていただきます。

中体連などの全国、全道規模の大会につきましては、緊急事態宣言下におきましても特例的に使用を認めていたところでございますけれども、6月20日までの緊急事態宣言の延長が濃厚になってきた頃から、委員の御指摘にもございましたとおり、けがが懸念されるという御相談が各連盟や協会から寄せられてきておまして、6月に入りますと、特別な施設や設備、器具を使う競技について、社会体育施設を使用させてほしいという相談が中学校からも寄せられていたところでございます。

このため、市教委としましては、5月末の新型コロナウイルス対策本部会議にあらかじめ諮った上で、6月20日までの間については、体操や陸上、インフィールド種目、ソフトテニスなど、特殊な施設や器具を使用するケース、あるいは自前の練習拠点を持っていないケースなどに限定して、競技力の向上ではなく、けが防止、安全確保の観点から、週一、二回程度の社会体育施設の特例使用を認めていたところであり、それぞれ感染防止を徹底いただくことで、本日まで感染者もなく推移をしているところでございます。

緊急事態宣言明けの6月21日以降につきましては、6月30日まで市独自の段階的な対策期間としまして、学校開放については再開、社会体育施設については団体等の占有使用に限定し、感染防止に関する誓約書の提出、あるいは参加者名簿の整備を条件として再開を行っているところであります。使用回数については特段制限しておりませんので、十分とは申し上げませんが、最低限けがをしないような環境にはなっているかというふうに承知しております。

○佐々木委員

御配慮ありがとうございます。

社会体育の面からも支えていただけるということで、けがなく、安心して活動できるのではないかと期待をさせていただきます。

今お聞きしたのは身体面でしたけれども、心配なのは精神面でも、やはり特に心配なのは中学校3年生。昨年からずっと続いている状況で満足に部活動に臨めていないのではないかと思います。中体連後、勝っても負けても例年部活をやり切ったぞという燃え尽きた感で、そして充実した中、よし次は受験だという、気持ちの切替えができるのです。ところが今年の場合はなかなかこう盛り上がり欠けるというのですか、気持ちの切替えがうまくできないというような生徒も出てくるのではないかという部分を少し心配しています。

私などが口を出さなくても、現場の教員方はじめ、いろいろな方がサポートしてくださると思うのですけれど

も、メンタル面のそうしたフォローなどについて、市教委からもよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

生徒のメンタル面でのフォローにつきましては、これまでも、中体連大会に臨む生徒の気持ちに寄り添い対応してきたところでございますが、引き続き、中体連終了後に生徒が部活動から学習面に気持ちを切り替えることができるよう、きめ細かな対応するよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

よろしくお願ひします。

この項の最後に、先ほど文化系の部活が21日から再開できることになったというお話が出てきましたけれども、特に吹奏楽部等の活動が小樽市内で結構盛んになっていますが、全道規模のコンクール等は予定されていないのでしょうか。その場合の対応等の情報があればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

吹奏楽連盟のコンクールにつきましては、8月4日から札幌コンサートホールKitaraにおいて、札幌地区団体コンクールが開催予定となっております。

吹奏楽部につきましても、全日本吹奏楽連盟におけるガイドライン及び衛生管理マニュアルに基づき対応することとなっております。

○佐々木委員

こうした中でも活動、活躍を期待したいと思います。

◎コロナ禍の国際交流事業について

最後の質問に入らせていただきます。

同じくコロナ禍の中のという前振りつきで、国際交流について伺います。

姉妹都市それぞれの国や市の新型コロナウイルス感染症の状況が心配されますが、把握されているのでしょうか。

○（総務）南主幹

ただいまの各国各姉妹都市の新型コロナウイルス感染症の感染状況についてですが、ロシアについては北海道国際局の担当者から週1回程度、感染状況の報告がメールで送付されています。項目としては、ロシア全体、サハリン州、沿海地方など、地域ごとの人数が送られてきています。ナホトカ市が含まれる沿海地方は6月14日現在の現況で4万5,126人の陽性者が出ております。

また、ウェブ上での新型コロナウイルス感染症情報ですけれども、韓国では年が明けてから1日300から800人の新規感染者がありつつも落ち着いている状況で、姉妹都市の江西区では、6月20日現在の累計で2,261人の陽性者が出ております。

ニュージーランドですけれども、こちらは各報道でも御存じのとおり、感染者自体が少なく、感染者が判明した時点でロックダウンするなどして新型コロナウイルス感染症の抑え込みに成功している国と言えます。

手元に、ダニーデン市が所属するニュージーランド南部の情報がありますので、そちらをお伝えしますが、6月20日現在の累計で218人と少数ですが陽性者が出ております。ただ、治療中につきましてはゼロとなっておりますので、感染者自体ほぼいない状況となっております。

○佐々木委員

そうした姉妹都市との昨年度の交流事業への影響について、たくさんあるのですが、概略をお伝えしたいと思います。

○（総務）南主幹

各交流事業への影響についてということですが、主なものとして、ナホトカ市関係としては、小樽市

の公式使節団がナホトカ市を訪問する事業。それから、逆にナホトカ市の公式使節団が小樽市を訪問する事業。

次に、ダニーデン市関係としまして、昨年は姉妹都市として40周年を記念する年だったのですけれども、小樽市の公式使節団がダニーデン市を訪問する事業。

それとソウル特別市の江西区も姉妹都市提携10周年という年だったのですけれども、小樽市の公式使節団が江西区を訪問する事業。

以上申しました各事業とも、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して、次年度以降に延期することとなっております。

○佐々木委員

今年度の予算を見ると国際交流関係費が540万5,000円。そのうち姉妹都市提携委員会交付金が530万円と出ておりました。今年度の主な予定事業はどうなっていますか。オンライン等での交流など工夫していることなどがあれば一緒にお示しいただきたいと思えます。

○（総務）南主幹

予算ベースで説明いたしますと、ナホトカ市関係としては、ナホトカ市の公式使節団が小樽市を訪問する事業。

それから、ダニーデン市関係としては、前年度に延期となりました姉妹都市提携40周年記念事業として、小樽市の公式使節団がダニーデン市を訪問する事業。

ソウル関係としましては、姉妹都市提携10周年で先ほど次年度延期となりました小樽市の公式使節団が江西区を訪問する事業。あと逆に、同じく10周年の記念事業として江西区の公式使節団が小樽市を訪問する事業を予定しております。

その他にありましたダニーデン市につきましては、さきに開催された理事会で再延期という意向が示されましたので、そのようになる可能性が高いというふうに考えられています。

続きまして、オンラインの交流で工夫していることということでしたけれども、現在、こういうコロナ禍の状況ですので、直接の往来が難しいことから、オンラインを活用して交流が途切れないようにということは心がけております。

具体的な事業としましては、令和2年度に多文化共生ワークショップの開催、令和3年度は6月9日にナホトカ市で開催された写真展にオープニングセレモニーとして、市長の挨拶を送ってほしいというナホトカ市からの要望がありましたので、こちらは市長が旭山記念公園で動画を取りまして、それをデータで送付しております。

オンライン交流というのを単独で開催するのは難しいので、今後とも関係各所と協力しましてコラボレーションといえますか、そういうことを念頭に置いて進めていきたいというふうに考えています。

○佐々木委員

なかなか大変な中ではあると思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

ところで、市のホームページで国際交流のところを見せていただきました。そうすると、申し訳ありませんが物足りない内容です。古い資料が並んでいるところもありますし、市長のお名前にかなり古い方がそのまま載っていて、少し失礼に当たるのかなというようなところもありました。

というようなことで、やはりコロナ禍の下で大変さは理解するのですけれども、相手市に対してそういう失礼な場合もあると思えますので、こうしたホームページの状態についてどのように押さえておられるのかと、それから、このコロナ禍の時期にホームページの整備・更新を進めるべきだと思えますが、二つまとめてお答えいただけますか。

○（総務）南主幹

今、御指摘のありましたホームページの更新ですけれども、2018年以降のナホトカ市のニュースにつきましては、他の姉妹都市の情報と併せまして、そのナホトカ市のニュースの隣の国際交流ニュースという欄で掲載しております。

した。その結果、最近の出来事というところについては、2017年の記事が最後になっているという状況です。その中で、御指摘のとおりナホトカ市の新市長など、更新していない箇所もありました。

ホームページのリニューアル時に全ての記事を漏れなく移行することを優先しておりましたので、国際交流の記事については昔のものから現在に至るまで幅広くありましたので、そのことが雑多な印象を与えてしまったのかなというふうに考えております。

もう一点、ホームページの更新をということでしたけれども、担当としましては、コロナ禍前は事業も数多くありまして、写真を多くして多数の記事を掲載していたつもりだったのですが、逆にそれが先ほど言いましたとおり雑多な印象を与えてしまい、多少見づらくなってしまった箇所もありますので、今後、全体を見直して、整備していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

いろいろと事前にお話を伺いますと、国際交流担当の方が小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部に派遣されているというお話も伺ってございました。なかなか大変な中でこういうことをされているので、本当に全部やれというのなかなか酷なものもあると思いますので、できる範囲の中で進めて整備していただければと思います。

よろしく願いをして私の質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎投票所について

まず、投票所についてお伺いいたします。

この投票所の問題については、これまでも幾度も質問してまいりました。総選挙が近づいていると言われております。衆議院議員の任期が本年10月まででありますから、それまでには必ず行われるだろうと。それからさらに、報道などでは9月の実施、これは濃厚だというように報道されているわけでありまして。こうした中、仮に9月ということになればもう間もなくということでもありますから、そうした面で様々な準備なども行われているのではないかと思います。以下、お伺いをしたいと思っております。

まず、投票所のバリアフリーについてであります。

これについても以前質問したことがありました。そのときの御答弁の中では、小・中学校の統廃合などによってふだんは使われていない会館などを使っているためにバリアフリーが実現されていないところを除いて、おおむねには実現されているというような御答弁だったかと記憶をしております。

現在、47投票所ありますけれども、このバリアフリーの状況についてはどのようにになっているのか説明していただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

バリアフリーの状態ですけれども、直近の選挙は令和元年7月の参議院議員通常選挙ですので、そのときの状況でお答えさせていただきます。

現在、市内47か所の投票所がございますが、段差解消のためのスロープの設置については、高低差が大きいため

スロープが巨大になってしまい、敷地内にスロープが収まらないため設置できないなどの理由により、設置できていない投票所が5か所ございます。

この場所に仮に車椅子の方がいらっしゃった場合は、投票所の従事者が移動支援や投票の補助を行うことで投票に支障のないように行っております。

○酒井委員

5か所という形になると前よりも少し増えてしまったのかなというイメージであります。ただ、こうした解消ということもしっかり行っていかなければならないと。

やはり期日前投票をやればいいのだという考えではなくて、当日の投票も大事でありますから、できるだけそうした段差解消などが行われる会場ということもしっかり考えていく必要があると思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

5か所ございますけれども、投票所の従事者に聞いたところ、車椅子の方がいらっしゃったときは従事者も人力で補助するというので、今のところ投票に支障のないように行われてはいるのですが、その地域の中で今の投票所が、代表的な知名度があるような投票所を設置しておりますので、これをどこかに移すとなるとまた少し課題がいろいろとあるのかと思ひまして、なかなか難しい状況であるというふうに我々では捉えているところではあります。

○酒井委員

なぜこういう話をするかといいますと、実際に投票しようと思った方が、うちの投票所のところは介助が必要となって人の手を煩わせるのはやはり嫌だなと。かといって、期日前投票でこちらに来るのもなかなか大変だなということで、投票自体をやめてしまうということにつながってはいけないと思うのです。先ほど、介助するから投票には支障ないというのですけれども、心の問題でもあると思うのです。

すぐにこの5か所について、違う場所にするとかもしくは工事を行うとか、いろいろなことが考えられるかもしれないのですけれども、解消はできないにしても、一応心構えとすれば全ての投票所をバリアフリー対応にしていきたいおつもりなのか、それともそれは難しいからやるつもりはないおつもりなのか、改めてお伺いします。

○選挙管理委員会事務局次長

今次長からも御答弁させていただきましたけれども、すぐに全てをバリアフリーにするのは現実的に難しいと思っておりますが、私どもの気持ち、心構えとしましては、ぜひとも全て段差のないバリアフリー化したいという思いは持っているところでございます。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

時間はかかるかもしれないですし、本当に課題もたくさんあると思うのですけれども、その思いを持ち続けていただければと思います。

ところで、この47の投票所について、以前にお話ししたのは新光南会館の話だったのです。そちらにお住まいの方、買物などをされる、そういったことがあるから、むしろ朝里小学校でやってもらったほうが、私は非常に便がいいのだという方がいらっしゃったのです。そういったことで、実際に可能かということをお伺いしましたところ、なかなかそれはやはり町内会との関係もあって難しいということで、実現はしなかったわけであります。

ただ一方で、こうした町内会などに聞き取りなども行って投票所をさらに増やすという考え。それから、実際なかなか維持するのも困難であることから減らすということも含めて意見聴取したらいかがかなという問いかけをいたしました。

その後、こうした町内会などの関係者に対して、こうした投票所について増やすこと、減らすこと、意見聴取な

どを行った例があるかどうか。もしあれば、その中身について御説明していただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

現在のところ、投票所の増減につきまして具体的なまとまった要望というものがなくて、事務局内での検討段階にも至っていないため、そういった聞き取りや提案を行った経緯はございませんけれども、実際に投票所の増減について検討を行うことになった際には、当然、町内会等への説明や御意見を伺うといったことは必要であると考えております。

○酒井委員

引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、期日前投票所についてであります。

これも各サービスセンターなどでもできるのではないかと提案いたしまして、その後、銭函市民センターと塩谷サービスセンターで実現することになりました。もう既に何回か選挙に取り組まれておりますけれども、地域の方たちは非常に喜んでおります。わざわざ市内まで出てこなくてよくなったということで、それは本当によかったと思っております。

ただ、こうした方々によっては、やはり日数とかが少ないのではないかというお話ですとか、もう少し期間を延ばせないだろうかということもお話をされていました。その後、銭函市民センターと塩谷サービスセンターについて、町内会等にこの中身についてお話などを伺ったことがあれば示していただければと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

塩谷と銭函に増設した期日前投票所についてですけれども、こちらから御意見を伺うという機会はなかったのですが、住民の方などからは便利になったというお話を聞いておまして、また、利用者数の経緯で見ますと、徐々に増加傾向にあるため周知が進んできており、市の中心部にある市役所までお越しにならなくても、期日前投票ができるという利便性が御理解いただけるようになってきたのではないかと考えております。

○酒井委員

利用者数が増えているということで、その点では本当に大分浸透してきたのかと思います。私もすごく喜ばしいなと思っております。

それで、こうした期日前の投票所について、銭函や塩谷だけではなくて、さらに大きく広げていくことが必要ではないかということを中心に質問いたしました。そのときの答弁が、特に人の配置、これが大きな課題になるのだというお話をされておりました。この銭函と塩谷についても、日数を増やしてみても話したのですけれども、そのための人の確保ということが非常に困難なのだというお話がありました。

この人の問題というのもありますけれども、それ以外で期日前投票所を増やすことについてのネックとなる部分はどのようなものがある、課題はどこにあるのかということを示していただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

人材確保以外の課題といたしまして、仮に市の施設以外に期日前投票所を設置することになった場合には、システムの回線を新たに設置する必要があること。また、その回線については、選挙が行われていないときのセキュリティー上の問題があること。さらに、当該投票所が衆議院総選挙など、急な選挙の際でも必ず確保できるのかどうかということ。最後に、財政的な問題が課題としてあるものと考えております。

○酒井委員

そうですね。人の問題以外にも様々な課題はあります。

ただ、少しでも投票率を向上させていくという点で、利便性の高いところに期日前投票所をとということで、私はやはり小樽駅に近いところで投票できるようにすることが必要ではないかと思っております。

様々な課題などもありますけれども、引き続き研究・検討していただければと思います。

ところで、市役所の期日前投票所についてであります。

私も以前に質問したときに、車椅子に自ら乗ってどういったコースで投票するのかということをやっていましたけれども、まず自力で車椅子で投票所まで行くのは、ほぼ不可能だとそのときに思ったのです。それを踏まえてお話をしたわけであります。

市役所のバリアフリーという点で、率直に言ってそうした自分で車椅子を操作して投票するという方には非常に敷居が高いと思うのですけれども、選挙管理委員会としての認識はいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

市役所の期日前投票所でバリアフリー上の敷居が高いというお話でしたけれども、市役所以外の期日前投票所の設置について、選挙管理委員会の中で具体的な検討を行ったことはないのですが、事務局としては現状、市の中心部にありまして広い駐車場があると。委員おっしゃるように十分とは言えないのですけれども、エレベーターがついているなどというところで、一定程度のバリアフリーが確保されており、適当な施設がほかに少し見当たらないため、選挙管理委員会事務局としては、当面は市役所で期日前投票所を開設してまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

なかなか本当にしづらいということは、それ以外に場所がないというわけではないと思うのです。引き続き、事務局の中でも検討を続けていただければと思います。

次に、選挙の際の駐車場の問題であります。

以前質問した際に、期日前投票で投票したいという方たちがいても、様々なイベント等で重なってしまって、そのときに車を止める場所がなかったといった例があったのです。そういったことをお話ししましたところ、その後の選挙で、選挙管理委員会としてコーンを設置して専用駐車場を設けるということがありました。すごくよかったと思います。あれから、その期日前投票所に行った方の中で車が止められなかったという方は、私一回も聞いていませんから、非常に効果があったのだらうなと思うのです。

ただ一方、この市役所の駐車場、一般論として私は狭いのではないかと思うのですけれども、選挙管理委員会としての考えはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

委員おっしゃるように、総合体育館や市民会館などでイベント等があり、駐車場が混み合う場合に備えて、選挙管理委員会事務局として選挙用の駐車スペースを確保しているところですが、そのようなイベント等がない通常時であれば十分な広さがあるものと考えております。

○酒井委員

◎市役所の駐車場について

ここで市役所の駐車場に質問を移すわけなのであります。

十分な駐車スペースがあるというのですけれども、私はそうは思わないのです。特に冬期間などですと堆雪がありますから、車を止めるときに非常に難儀するということがあります。根本的にはこの市役所の建て替えを行って駐車場なども確保していくしかないのだらうと思うのですけれども、それまでにやれることは私は十分あるのではないかと考えています。

今日も市役所別館を出て、駐車場に止めた私の車を見てみると擦り傷がすつついているのですね。非常に悲しい思いになったのですけれども、やはり狭過ぎる駐車場というのが一番の原因なのではないかと思えます。今、コンビニエンスストアやスーパーなどでは、1本線での駐車場というのはあまりないのです。大体、このU字型といいますか2本線の駐車場になっているということで、一定程度扉の開け閉めなどでもできるような配慮がされているわけであります。前にこうした余裕を持ったようなものを検討してみたらどうかというお話をしたところ、ただで

さえ限られた駐車台数なのに、それがさらに少なくなるというお話だったのですけれども、こうした線の塗り替えについて検討されたことはあるのかどうか、まずお伺いいたします。

○（総務）総務課長

酒井委員から市役所駐車場の広さ、それから2本線のことについて御質問をいただきました。

これにつきましては、今回に始まったものではなく、従来から幾度となく御質問いただいております、その2本線についての検討ということなのですが、台数が少ない、安全対策上の問題があるといったようなこと。それから、冬期間の排雪スペースの問題、いろいろ御指摘いただきまして、基本的には我々としましても同じ思い、先ほど選挙管理委員会からは、イベントがなければ十分といったような答弁がございましたが、裏を返しますとイベントがあったときには不十分であるといったようなことについては共通の認識として持っております。

先ほどの、2本線について検討した経過があるかということにつきましては、委員の御質問にもございましたように、台数の確保、それから側方間隔の保持のどちらを優先するかといった中では、現時点では台数をさらに増やすというのは難しいという判断に至っているというのが現状でございます。

○酒井委員

台数の確保ということですが、このまま行ってしまうと、いつまでも車を止められないということになって、ますます大変になってくると思うのです。

総務課に聞きたいのですが、そもそもこの駐車場の在り方について検討されたことはあるのでしょうか。

○（総務）総務課長

駐車場についての検討経過ということでございますが、検討の経過といたしましては、御質問いただきましたように駐車スペースが狭い、側方間隔が狭い、といったようなところで過去から答弁申し上げております。基本的にはスペースが確保できないといったところに尽きてしまうというところではございます。

その中で、近隣に適地があるかどうか。以前に緑のところ、市役所駐車場の公用車の駐車場を確保したところが、雪の堆雪により壊れてしまったという経過から、市役所構内に公用車が移動してきたというような問題も、現状に至る経過としては御承知のとおりでございます。

その後、可能であれば同様に近隣に適地があるかと探して折衝したといったような経過も調べていただきましたが、なかなか相手方から了解を得られる反応がなかったといったようなこと。それから、検討として、先ほどの線を引いたらどうかといったところで、優先順位とすれば台数を現状としては優先しているといったようなこと。

それから、排雪スペース。排雪について、もっと小まめにやったほうが台数は確保できるといったような御指摘もいただいたことで、その排雪の回数を増やすといったようなこと。それから、1回の排雪にかかる費用と台数的な問題といったような、いずれにしましても、思いとすれば何とかしたいというところはあったにしても、スペースと財政的な問題、それから台数といったようなところで、どうにもできていないというのが検討と言えるのかどうかあれなのですけれども、どうにかしたいというところとどうにもできていないといったようなところが、これまでの経過というところでございます。

○酒井委員

何も進んでないのですよね。

私の思いとすれば、台数はともかくとして、安全に止められるようにしてほしい。まず、総務課に聞きたいのですが、先ほどのU字型というのか2本線というのか言い方が分かりませんが、そういった駐車スペースが、今や日本国内での標準になるという認識ですか。それとも、今のこのスペース、何もなくて、ぶつけ放題になっている中で、このままでよしとするのか。その認識をお聞きします。

○（総務）総務課長

委員から御質問いただきました2本線、U字型の線と、当て放題というふうな形ということで御質問いただきました。1本線ということで、実際に最近、コンビニやスーパー、商業施設などでも、2本線のほうが一般的によく見かけるような形になっておりまして、実際運転をする私といたしましても、1本線より2本線のほうが安心感を持って止められるといったような実感はございます。

このままでいかどうかということにつきましては、先ほどの答弁の繰り返しになるのですが、現時点の中ではそれを行うことによって台数を減らすといったような形になるのか、あとはお金の話ばかりで恐縮ではあるのですが、最近の経過といたしましては、現在の1本線の線を改めて引き直したといったようなことを行っていますが、それでも一定程度、数十万円の費用がかかっているといったようなこともございますし、それを剥がして再度引き直すといったようなところの問題もございます。

現状といたしましては、それらのことを勘案して、今、二重線に変えるというところには至っていないというのが現状でございます。

○酒井委員

全く考えていないというのが非常に残念なのです。やはりそうした一昔前の車で小さい車が当たり前だった時代と、今では大分時代が変わっています。かなり大きな車が止まっています。そうしたところから言えば、もう普通に止められないのです。だからこそ今すぐ、もう来月にも引き直せと言っている話ではないのです。けれども、例えばその来年に向けてどうあるべきかということを考えていくことがやはり必要なのではないかなど。今のままでいけば、ぶつけられ放題でもそれは仕方ないですよと言っているのとほとんど変わらないのです。

やはりそういった管理している立場からすれば、そういったトラブルがないように行っていくというのがやはりそういう立場であるべき姿ではないかと、こういうふうに思います。例えば、今1本線のところを2本線にした場合に、どのくらい車の台数が減ると感覚的に捉えられていますか。

○（総務）総務課長

現在の1本線を2本線にした場合の台数でございますが、実際に測ったものではございませんので、先ほど委員から御質問のお話をいただきました後、図上で整理検討をした状況といたしましては、現状、市役所の駐車場、構内駐車場は身体障害者用のものを含め135台、その中で公用車として止めておりますのが13台、市民の方にお使いいただいているというのが122台というのが現状でございます。幾らの間隔を取るかというところでございますが、一定程度の幅を取ったところで、図上でありまして、おおむね1割強ぐらい減るのかと。それにつきましては、今、公用車を止めております中庭の部分については特に考慮せずそのまま止めたとして、外側の一般の方も止めているエリアの中で検討したところでは、少なくとも13台ぐらいは減るかというふうに見込んでおります。

○酒井委員

そのぐらいだったらやりましょうよ。裏を返せば、13台分を外に確保することができればできるわけですから。やはり来庁者の皆さん、悲しい思いをされることを少しでも減らすという上でも、今はやりますとかやりませんかなどはっきりは言えないにしても、思いとしてはやはり持ってほしいのです。

今すぐできる課題ではないけれども、そういった財政的な裏づけなどがあれば考えていきたいとか、そのぐらいの考えは持ってほしいのですが、いかがですか。

○（総務）総務課長

将来に向けてといったようなことで、今すぐということで答弁を申し上げられる状況にはないのですけれども、来庁者の方の安全というのはもちろん重要なことでございます。あと、外に一定程度用地があればそちらのほうで確保できるといったようなことも引き続き探っていきたいというふうにも思っております。

あとは、その台数の問題、安全の問題、これまでも申し上げておりますが、どういう形でできるかということは

引き続きこれからも考えてまいりたいと思っております。

○酒井委員

引き続き考えてくれるということで私は期待したいと思います。最終的にはお金の問題になってしまうのでしょうけれども、敷地がないということであれば2階建てにするとか、考えていけばやれることはあると思うのです。やはり来庁者の方が悲しい思いをしないようにするためにも、そうしたことも含めて検討していただければと思います。

◎平和推進事業について

次に、平和推進事業についてお伺いしたいというふうに思います。

この平和推進事業でありますけれども、現在どのような取組が行われているか、まず確認をしたいと思えます。

○（総務）総務課長

平和推進事業でございますが、本市の平和事業の取組といたしましては、昭和57年6月に核兵器廃絶平和都市宣言を行ってから毎年行っている事業でございます。

この事業の目的といたしましては、核兵器のない平和な世界実現のため、戦後年数が経過して戦時を経験した世代も高齢化し、戦禍の記憶が薄れつつある中、平和事業を通して戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくといったようなことを目的に行っております。

実際に行っているものといたしましては、パネル展、それから図書館における映画の上映会といったようなものが近年の取組の例として行っている。また、市内の歩道橋に横断幕の掲示といったようなものを行っております。

○酒井委員

取組としてはすごくすばらしいものだと思います。

ただ、核兵器禁止条約も発効されてということで、これについても直ちにホームページに載せてくださいとお話ししましたら、すぐにそれが掲載されていることもうれしいことではあるのですが、やはりさらにこういったことを進めていく必要があるのではないかと思います。

ただ、財政的な面もありますし、今、感染症の問題もありますから、実際に現地に行くというのもなかなか難しい話になってくる。その中でできることは何だろうかということを考えていくと、やはりオンラインなども使ったりした中で平和について考える。私は、やはり特に小学生や中学生にそうした平和について改めて考えていく、核兵器のない社会について考えていくことを進めていくということが必要だと思っております。

総務部として、教育委員会なども協力して、改めてこの平和事業について、どのようにやればお金をかけずに広げられることができるかということを検討していただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

平和事業についての今後の見通し、取組についてということでございますが、財政的な問題もちろんございます。ただ、これまでも節目には、比較的費用をかけてでも取り組んできたという経過がございまして、例えば近年の例で言いますと、戦後70年に当たります平成27年のときには、小樽青年会議所に御協力もいただき、市内の子供を長崎に派遣するといったような事業に取り組んできたという経過もございます。

先ほどZoomでの参加といったようなこともございますし、現在もコロナ禍の中でどういうことができるかといったようなこともございます。我々も平成21年から本市が加盟しております平和首長会議の中で、今後そういうオンラインを含めた参加といったようなものがあるかどうかといったような取組、そういったものも含めて検討していきたいと。いずれにいたしましても、未来を担う子供たちに、平和の大切さを伝えるという事業についての大切さというのは我々としても認識しておりますので、今後どういう形で参加できるかといったようなことについては考えていきたい、そういうふうに思っております。

○酒井委員

ぜひよろしく願いいたします。

こうした事業についても引き続き行っていくことはやはり重要でありますし、宣言都市として何ができるかということを考えていく必要があるのではないかと思います。

◎忍路地区小・中学校の併置校に関連して

次に、忍路地区小・中学校についてお伺いしたいと思います。

既に報告があったとおり、小中併置校とすることが示されているわけであります。

まずお伺いしたいのが、この小中併置という形はよく分かるのですが、一般的な義務教育学校という形にしたいなどという思いはありますか。そうではなくて、小中併置を選んだ理由について示していただけますでしょうか。

○（教育）主幹

今、義務教育学校ということでお話がございまして、義務教育学校はメリットとしては小中一貫教育の実施に必要な独自教科を決定できることで、例えば、ふるさと科を設けるですとか、小学校の早い段階で英語を教えるといったことが可能になるなど、一貫教育のための自由度が高まるといったことがメリットであるというふうに言われております。

今回、小中併置校という考え方でお示ししておりますけれども、小学生と中学生が同じ校舎になることで、小学生が中学校へ進学する不安を解消できるですとか、中学生は小学校のときの教員が身近にいることで安心感がある。それから小・中の教員が一緒にいますので情報共有をしたり、多くの教員が子供たちを見守ってくれるというメリットがございまして。

ただ、今回注目したのは、養護教員の配置の部分が一番大きいのですが、教職員の配置という面で義務教育学校は標準規模が18学級以上ということで、教職員配置の基準が前期が小学校、後期が中学校の基準で配置されるというふうになっておりまして、そうしますと現状の小学校、中学校のままの状態と変わらないというふうになります。忍路の場合につきましては、併置校を選んだ場合のほうが併置校の基準ということで養護教諭ですとか事務職員の配置といった意味でメリットがあることから、今回、小中併置校ということをお示しをさせていただいております。

○酒井委員

結局はこの時期に小・中学校を残していくという前提の下で一番いい方策を取られたのではないかと私は思っています。

ただ、地域の小・中学校についてでありますけれども、先ほど松田委員の質問の中にもありましたが、外から来る子がかかり多いということがあります。ただ、そのままその当該地域の児童・生徒だけということになるとなかなか難しいのかというところがあります。

私は、当該学校というのは非常に特色ある教育をしている、とてもよい学校だと思っているのです。これを機会にこうした学校を選ぶことも可能なのですよということも、大々的にアピールする必要はないですけれども、何気に触れるということもあり得るのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

今回、忍路の小学校、中学校が併置校というお示しを今しておりますけれども、そういった形で進むということになりましたら、こういった学校の存在についてもアピールしたいというふうに考えております。

○酒井委員

そうはいつでも、私は大規模校は大規模校のメリット、デメリットがあるし、小規模校には小規模校のメリット、デメリットがあると思うのです。ざっくり大規模校、小規模校のメリット、デメリットを示すことはできますし

ようか。簡単で結構です。

○（教育）主幹

まず、大規模校としましては、例えば音楽、体育、行事など集団を前提とする教育活動において、より高め合う効果が得られるですとか、子供同士、それから教員間など、人との多様な関わりを通じて互いに理解し、よい刺激となりながら社会性を習得できるといったメリットがございます。ただ比較的、デメリットではないですけども、子供に対して教員の人数が少ないというふうになる。あるいは、発表だとか活動の機会が小規模の学校に比べれば少なくなるといったことは言えるかと思います。

小規模校につきましては、児童・生徒一人一人に教職員の目が行き届きやすいですとか、学校行事や児童会活動などで学習発表の機会や活動の場を多く設定できるということがメリットと言われております。一方、デメリットとしてはコミュニケーション能力の育成の課題ですとか、教職員が少なくなつてまいりますので、校務分掌ですとか校内の危機管理の面で課題が出てくるということが言われております。

○酒井委員

そうですね、それぞれメリット、デメリットがあると思うのです。だからこそ、こうした学校が選べるということが大事ではないかと思っております。

ところで、この説明会について伺います。

先ほどの説明でもあったとおり、新型コロナウイルス感染症の問題がありまして書面開催ということになりました。受付期限が6月28日までということで、既に一定程度の反応があると。まとめるのは締切りの後、これからになると思うのですけれども、ちなみにネガティブなというか否定的な考えというのは来ていますでしょうか。

○（教育）主幹

ただいま集まっている御意見については集約しているところでございますので、中身まで詳しく述べることは難しいのですけれども、私の感触として、反対的な御意見というのはあまりないように思っております。

○酒井委員

それを聞いて安心しました。私は初めに聞いたときに、こうした形になるということで結果的には残る方向でということになったときに、すごく私は安心したんですね。

これから締切りまでまだ期間がありますから、どういった意見が寄せられるかということもありますけれども、しっかりそうした意見も捉えられた上で進めていただければと思います。

ところで、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画、これはずっと延ばされています。私はもう従前からこの適正配置の見直しについては、いつまでも先送りしてくれればいいのだという話をしていました。もちろんそれはなかなか全てできる話ではないですから無理な話なのですけれども、ただ、今度つくられる適正化基本計画の中では、やはり小規模校の在り方というものも入れていく必要があるのではないかと。以前質問したときに、計画の中ではその小規模校についてメリットを示しながらも、小樽市としては選択しませんというような書き方をされていたのです。

改めてこうしたものをつくるというときに、実際こうした併置校として、小さい学校ですけども残るという実例ができるわけですから、改めてそういったことも載せていくということが私は必要ではないかと思うのですが、教育委員会としての考えはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

適正化基本計画につきましては見直しをすることとしておりまして、これから将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を進めることとしておりますので、現時点で小規模な学校の取扱いについてお示しすることはできません。

しかしながら、計画の見直しに際しましては、学校規模の考え方の整理をはじめ、少人数学級などの国の教育施

策の動向や、地域の防災、交流拠点としての小・中学校の役割、地域との関わり、本市のまちづくりの考え方も考慮して検討していく必要があるものというふうに考えております。

○酒井委員

なかなか分かったような、分からないような話なのですね。というのは、せっかくこういう形で残ったとしても、次になされるその計画の中でいけば、そうした学級数に達しないものだから、ここは統廃合の対象ですとなったらすごく残念なのです。だからこそ、あらかじめこうした例外もきちんとあるのですよということも示していただいて、基本はこうだけでも例外はこうしてあるのですよということを示していただくことで、そうした新たに通われる児童・生徒、また保護者の皆さんにも安心していただけるのではないかと考えております。その点よろしくお願ひしたいと思います。

◎デジタル行政について

私、このデジタル行政について聞こうと思っていたのですが、中身の問題ですとか、その問題点についてでありますけれども、ただもう時間がほぼないという話なので、1点だけ聞かせてください。

菅総理はコロナ禍で行政のデジタルの遅れなど課題が浮き彫りになり、デジタル化を推進しなければならないということで、今回のデジタル関連法であらゆる問題が解決されるかのように述べております。

しかしながら、便利になる部分だけではなくて、企業等に解放して利活用しやすい仕組みにして個人情報がないがしろになってしまう。それから、もうけの種になってしまうといったことが危惧されているわけでありまして。そういう問題について、小樽市としてどのように捉えているか最後に伺って質問を終わります。

○（総務）木島主幹

今回のデジタル6法の改正等がございましたけれども、こちらの目的としましては、今委員のおっしゃる営業開放ですとか、そういった目的とは認識しておりませんので、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現、こういうことを基本的な考え方として行われたものと認識しております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎災害時の情報発信について

それでは、災害時の情報発信について、FMおたる関係の質問をします。

この委員会でも何度か質問しておりますが、改めて災害時の情報発信について、FMおたるとの関係に関連して何点か伺います。

まず、令和2年度の事業である、市内のFMおたる難聴地域の解消を進める事業についてですが、さきの第1回定例会で、事業が繰越明許となる議案が提案されて可決になりました。前回のこの委員会で、事業の年度内に終了できなかった理由を伺いましたが、放送機材の一部についてイタリア製メーカーのもので輸入の準備をしていたのが、イタリア国内での新型コロナウイルス感染症の猛威が収まらず、製造工場の稼働率が低下し生産ができなかったと説明がありました。その後、この輸入しようとしていた機器は現在どういう状況なのか、納期はどういった見込みなのかお聞きします。

○（総務）災害対策室進藤主幹

イタリア製メーカーから調達を予定しておりました放送機器の現在の状況、納期についてでございますが、委託業者のJVからの聞き取りでは、ほぼ全ての機器の部品は現在既に国内に入荷しております。国内の別の専門業者の下で今、組立作業を行っているというふうに聞いております。そして、来月になりますが7月下旬頃には委託業者に納品される見通しであるというふうに聞いております。

○中村（岩雄）委員

前回の答弁では、当初の納期は2月上旬を予定していたということでしたけれども、おおむね5か月から6か月の遅れになりますね。

そこで確認ですが、この機器の納期の遅れによって増設しようとしていた桂岡町、張碓町、オタモイの3か所、各中継所の設備工事、これはいつから休止している状態なのでしょうか。

あわせて、今後の工事の再開時期、工期末についてなど現在の工事の状況と、それから今後行われる工事内容についてお聞きします。

○（総務）災害対策室進藤主幹

工事の休止期間でございますけれども、令和3年3月15日から6月30日までとしております。工事再開時期は7月1日、工期末は11月30日を見込んでおります。

そして、現在の桂岡町、張碓町、オタモイの各中継所の工事進捗状況でございますが、いずれも工事休止の前までに高さ約15メートルの鋼管柱の設置等、非常用発電機の台座となりますコンクリート部分の基礎工事につきましては終了しております。

今後、再開後の工事内容につきましては、鋼管柱へのアンテナ部材の取付けですとか、あとはFM放送機器の取付け、電柱への共架によるインターネット通信回線の引込み工事、発電機の設置などをこれから行います。

このほかになりますが、FMおたる入船スタジオや手宮送信所の内部のデジタル変換関係の機器の入替えも行うこととなります。

○中村（岩雄）委員

おおむね分かりました。来月から工事を再開し、11月末に工期を終了ということです。

これによって、今まで聞こえなかった地域の方々についても100%というのは無理だと思いますけれども、難聴地域の解消が進むということですので、市民の中には期待されている方も結構いらっしゃると思います。しっかりと工事を進めていただきたいと思います。

それから、少し視点を変えますが、FMおたと市の関係についてなのですが、前回の委員会で災害発生の緊急時は当然のことですけれども、災害が起きていない平常時においても放送訓練などを兼ねてFMおたるの番組内で小樽市から定期的に情報発信を行っているということでしたが、そこで、FMおたと小樽市の災害対策室などで連携してどのような広報活動を行っているのか伺いたいと思います。特に最近の広報内容などもお答えいただければと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

緊急非常放送を市災害対策室の設備から直接放送できるという協定を締結しております。機器の動作確認と市職員のアナウンス訓練のため毎月1回、最終金曜日になりますけれども、FMおたるの番組内で大体10分程度、FMおたるのアナウンサーとの掛け合いといいますか会話形式で情報の発信、災害対策に関連したお知らせを行っているところであります。

最近行った内容につきましては、例えば洪水ハザードマップについて、地震への備え、停電への備え、また冬期間は雪下ろしなどの除雪時の注意点。一番最近などでは山菜取りなどで山へ入るときの注意点などにつきましてお知らせをしております。この中の年間12回のうち2回ほど消防本部予防課からお知らせをいただいております。

て、最近では歳末特別警戒について、また住宅火災の注意についてということを消防本部から発信しているところ
であります。

○中村（岩雄）委員

それから、ふだんから市政情報番組として市長の「明日へ向かってスクラムトライ！」で災害が起きていないと
きでも災害関連部署から情報発信をしているということですので、引き続き頑張ってください。

それでは、災害時のことについて話を移していきますが、平成30年9月の最大震度7を観測した北海道胆振東部
地震により道内全域で大規模な広域停電が発生しました。本市においては震度4でしたが、市内全域の電気の完全
復旧までに丸2日間かかりました。その間、市民が災害関連情報、それから市内の復旧状況に関する情報を収集す
る手段の一つとしてラジオ放送、とりわけ地域コミュニティラジオでありますFMおたるによる災害関連番組が非
常に大きなウエートを占めていたということで、これは広く小樽市民の認識するところとなっていると思います。

それで、前回の委員会で、FMおたるは本市の災害対策業務において重要な放送局であるとの答弁をいただい
たと思うのですが、全くそのとおりでと思います。災害が起きた際に広く情報発信する手段として非常に有効で
ありますし、言うなれば小樽市の災害対策拠点とも言えるのではないかと私は思っております。

ただ、現在FMおたるのスタジオがあります入船4丁目の旧小樽短期大学校舎には、小樽看護専門学校が入居し
ております。小樽看護専門学校の運営を引き継ぐ医療法人社団がホワイトナイトとして現れたということで、本当
に喜ばしい一方、現在地からの移転も取り沙汰されている状況にあります。

その場合、残ったFMおたるが単独で維持していけるのか。また、FMおたる自身も移転の必要があるのだらう
かという、その辺を私は大変心配に感じておまして、この点を前回の委員会で質問しましたところ、小樽市とし
ては今後の推移を注視していくという答弁だったと思います。現時点で何か変わったことがあればお知らせいた
だきたいと思っております。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今後、FMおたるが現在の場所で単独で残るか、また、別の場所に移転するなどした場合の維持運営に関する本
市の関わり方についての御質問ですけれども、さきにお答えいたしましたとおり、FMおたるは本市の災害対策業
務におきましては重要な放送局であると認識はしております。しかし、民間事業者に対する通常の事業運営に関す
る財政的な支援という面で捉えますと、現時点ではハードルが高く、なかなか難しいものではないかというふう
に考えているところです。とはいっても、今後とも業者と情報発信に関しまして強く協働していく必要があると
考えておりますので、可能な範囲で協力できる部分がないか今後も引き続き注視してまいりたいというふう
に考えております。

○中村（岩雄）委員

そうですね。ぜひ小樽市民の大事な災害拠点ですので、協力できるところは本当に最大限協力していただき
たいと思っておりますので、ぜひこの点よろしくお願ひしたいと思います。

◎総合博物館について

それでは質問を変えます。

総合博物館について質問いたします。

総合博物館では、小樽の鉄道、科学、歴史等に関する様々なものが今展示されております。そこで、その博物館
をもっとPRできないものかと思っておりますので何点か質問していきたいと思っております。

まず1点目、総合博物館の本館では今年の4月から、日本遺産「炭鉄港」ガイダンス展示がオープンいたしまし
た。その炭鉄港展示の内容をお知らせください。

○（教育）総合博物館副館長

今委員よりお話のありました「炭鉄港」ガイダンス展示につきましては、今年の4月10日より公開しているところ

ろであります。その内容としましては、昨年12月の議会でも答弁しておりますが、令和元年に日本遺産に登録されました炭鉄港やその構成文化財であります旧手宮鉄道施設をはじめとした手宮駅構内の歴史について、ジオラマを背景に大型スクリーンに博物館が収蔵する画像や動画を投影して紹介しているものであります。

○中村（岩雄）委員

それで、それを観覧したお客さんからの評判というのはどうなのでしょう。その辺等、何か耳にしたことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

ゴールデンウィークに入館者から、これは結構受けているのですけれども、大型スクリーンに投影される画像がきれいで迫力がある、内容が充実して小樽の鉄道がよく分かったという声を聞いております。

また、大型スクリーンとは別の新しい展示で、明治からの小樽の鉄道の変遷を立体地図に投影して紹介するプロジェクションマッピングは繰り返し見ている人が多く見られました。

○中村（岩雄）委員

おおむね評判がよいということだと思います。リニューアルした効果が出ているのだらうと思いますので、まずはよかったと思いますが、私も4月21日に炭鉄港の展示を拝見させていただきましたけれども、一緒に行った方も大変すばらしい展示ですねと感心しておりました。引き続きいいものを市民に見せていただきたいなと思います。

それから次に、博物館で実施している、来館者のために企画している展示会があると聞いているのですが、その展示会について説明してください。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館では年に数回ですけれども、本館においては企画展。運河館においてはトピック展というのを企画し実施しております。その展示については、博物館の学芸員が企画し作成しているものです。

現在、本館2階の企画展示室におきましては、4月17日から6月27日までの期間で、企画展「おたるの『春』みつけた」を実施し、春を題材としたいろいろな分野の学芸員がおすすめるテーマで紹介しております。

また、運河館の第1展示室では、4月24日から8月12日までの期間で、「生まれ！小樽の海岸性甲虫」というトピック展を開催し、小樽の海岸に生息するコウチュウ目昆虫の生態や生息環境について紹介しております。

○中村（岩雄）委員

小樽の春を題材としているという、たくさんあるのですね。ただ、27日までであと僅かな期間の展示になります。私もまだ見ておりませんので、間に合うかどうか、時間があればお伺いしたいと思います。

それから、小樽の春、その後の企画展、これは何か決まっているものはありますか。何かありましたら、どんな展示をするのかお聞かせください。

○（教育）総合博物館副館長

企画展ですけれども、7月22日から11月3日までの期間ですけれども、「鉄道資料展～山田建典氏コレクション～」を開催する予定であります。これは、貴重な道内の炭鉱専用蒸気機関車の収集家であります山田氏の収蔵文書資料を公開する予定であります。

○中村（岩雄）委員

定期的にいろいろなものを題材にして企画をしていることが分かりました。

それ以外でさらに新しく企画しているものは何かありますか。どうでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

現在実施を予定しておりますのは、今回の第2回定例会の補正予算に計上しております、鉄道歴史体感プログラム事業で、その内容については国指定重要文化財、旧手宮鉄道施設を活用した蒸気機関車アイアンホース号の体験乗車や、イベントを魅力的に運営するため、アイアンホース号が牽引している客車3両について明治期の仕様に整

備しようとするものであります。

○中村（岩雄）委員

補正予算の財源はどのようになっているのか。

それから、客車3両を明治期の仕様にするというのは整備と聞きましたが具体的にはどのようなものなのでしょうか。

それから、その企画の業者はどのように決定されるのかということ。

それから、そのスケジュール、これはどうなっているのかまとめてお知らせいただきたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

まず、補正予算の財源についてなのですが、補正予算額については2,077万1,000円ですが、文化庁の補助金はその65%の1,350万円であり、残りの35%は小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に寄せられた寄附金587万1,000円と、市民から寄せられた寄附金140万円が財源となります。

次に、客車3両についての明治期の仕様の整備について具体的にどのようなものかということですが、具体的には客車3両を明治期の一等客車、三等客車、屋根のない石炭貨車という貨客混合編成に変更し、国指定重要文化財の旧手宮鉄道施設と連携することで、来館者に明治期の雰囲気を感じてもらいたいことを目的としております。

次に、その企画の業者をどのように決定されるのかということですが、これは、一般的な入札ではなく公募型プロポーザル方式により企画提案書によるプレゼンテーションを行い利用者を決定する予定であります。

最後に、そのスケジュールについてなのですが、4月初旬にプロポーザルの報告をし、7月中に契約を締結し、10月までに博物館の展示車両である「いー号」を模した一等客車を完成させ、11月に国指定重要文化財、旧手宮鉄道施設の転車台を活用して、市民の方々にお披露目し、来年の2月末までに三等客車と石炭貨車が完成する予定となっております。

○中村（岩雄）委員

◎渡邊兵四郎彰徳碑について

それでは、渡邊兵四郎彰徳碑について伺います。

市役所正面から入ってくると左手に渡邊翁の石碑がありますね。この記念碑は以前、小樽公園入り口にあったと思います。記念碑建立の経過と市役所構内に移設された経過を説明していただきたいと思います。

今日時間がないので少し頭出しだけしておいて、次回に質問をさらに進めていきたいと思いますので、その点だけよろしくをお願いします。

○（総務）総務課長

渡邊翁の記念碑に関する経過でございますが、まず渡邊翁、渡邊兵四郎氏は秋田県に生まれ小樽に渡ってきてからは豪商で奉公をした後、独立し、漁業、荒物業を営み、その後、漁業組合の頭取、水産組合長を務められた方です。その後、商工会議所の会頭、小樽区会議員、現在の市議会議員でございますが務められ、その後、第5代小樽区長となり、地方自治の発展に寄与をされました。

記念碑につきましては、大正10年に小樽公園入り口付近の渡邊家所有地に兵四郎氏の功績をたたえるため建立されたのですが、平成29年に兵四郎氏の孫に当たる方から、管理が難しいといったことを理由に市へ寄附したいとお話がございます、市役所構内に移設の上、寄附を受けたというような経過でございます。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時49分

再開 午後5時19分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松田委員

公明党を代表し、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についての第1項目の2は不採択、同じく陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についての第3項目の2は継続審査の立場で討論します。

まず、第1項目の2の「小樽商業高校跡に生涯学習プラザを移転しないこと。」についてですが、先ほど委員会で確認したところ、小樽商業高校跡については既に活用が全て決定しており、生涯学習プラザが移転する余地がないことから願いが満たされています。

そして、第3項目の2の移転される生涯学習プラザについての施設内容については、移転先が正式に決定された後に各界各層に考慮した整備をするものと考えます。

以上の理由により、第1項目の2については不採択、第3項目の2については継続審査の態度を表明し、全ての委員の賛同を呼びかけて討論いたします。

○酒井委員

日本共産党を代表して討論を行います。

陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方についてです。

小樽市は公立でフリースクールを設置することは不可能です。

議案第13号小樽市非核港湾条例案についてです。

政府は核兵器禁止条約に調印・批准しない立場です。したがって、市独自の非核港湾への取組が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号第1項目の2について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第13号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第3項目の2について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。